

平成26年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成26年12月15日（月）午前10時開議

（第1日目）

1. 開会宣言

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 会 期 自 平成26年12月15日
至 平成26年12月19日
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 報告第 8号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第 9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 7 承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
- 日程第 8 承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
- 日程第 9 承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
- 日程第10 承認第13号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
- 日程第11 承認第14号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
- 日程第12 議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更について
- 日程第13 議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 一般質問

平成26年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成26年12月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	吉田久夫
税務課参事兼課長	平林豊	観 光 課 長	篠崎孔一
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明	会計管理者・室長	窪田高枝
上下水道課長	酒井洋	農 政 課 長	横山秋一
健康福祉課長	太田洋一	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	田中克俊
総務課長補佐兼 地域高校対策係長	松澤孝行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長あいさつ

5) 議案審議

報告第8号（村長提出議案）説明、質疑

承認第9号から承認第14号まで（村長提出議案）説明、質疑、採決

議案第47号から議案第59号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 一般質問

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 8号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について
2. 承認第 9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
3. 承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
4. 承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
5. 承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
6. 承認第13号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
7. 承認第14号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
8. 議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更について
9. 議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
10. 議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
11. 議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
12. 議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
16. 議案第55号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
17. 議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
18. 議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
19. 議案第58号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
20. 議案第59号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成26年8月分、9月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から平成26年度定期監査の結果報告が提出されております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、北アルプス広域連合議会平成26年11月定例会が11月17日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表、陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番太田修議員、第9番田中榮一議員、第10番大谷正治議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成26年第4回白馬村議会定例会の日程予定表

のとおり、本日から12月19日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月19日までの5日間と決定いたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長(横田孝穂君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) おはようございます。平成26年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中の中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

先月22日午後10時8分ごろ、長野県北部の小谷村、白馬村を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、小谷村では最大震度6弱、本村では震度5強といった激しい揺れを記録し、長野県では、この地震の名称を県北部の神城断層が動いた可能性が高いことから「長野県神城断層地震」と名づけました。

この地震で長野県内では、12月11日現在で全半壊住宅が計113棟、一部損壊住宅が1,199棟を数え、各地で負傷者も発生するなど大きな被害をもたらしました。

この地震により負傷された方、家屋などの被害を受けられた皆様、そして今なお避難所での生活を余儀なくされている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

気象庁では、余震分布が神城断層の位置とほぼ一致していると発表し、本震も神城断層が動いている可能性があることから同庁は引き続き分析しており、国土地理院も電子基準点の観測で地殻変動を検出したと発表し、神城断層の西側にある白馬村の規準点が南東へ約29センチ動くとともに、約12センチ沈降しており、信州大学などの研究者も断層のずれが地表にあらわれたと見られる隆起を神城断層に沿った複数の地点で確認し、その隆起の高さは最大で90センチに及んでいたと発表しております。

村では、震災同日の午後10時20分に災害対策本部を設置し、自主防災組織を初め白馬村消防団、警察の災害派遣隊、緊急消防援助隊や県内広域消防、陸上自衛隊など多くの皆様からの応援を受け、人命救助や安全確保に総力を挙げてまいりました。また、震災後から多くの皆様から支援物資を搬入いただき、着のみ着のまま家を飛び出した被災者の皆様への物資の提供ができましたことや、姉妹都市の太地町、河津町職員や多くのボランティアの皆様からの支援活動により、倒壊家屋から家財や貴重品の持ち出し作業など活躍をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。

そして、早期から第2次避難所として快く宿泊施設を提供していただきました、ホテルシェラリゾート白馬、高崎経済大学セミナーハウス、法政大学白馬山荘、ロイヤルホテルを初めとする宿泊施設関係者の皆様などの多くの施設からご協力をいただきましたことに対して感謝を申し上げます。

この災害では、多くの倒壊家屋があったにもかかわらず、1人の犠牲者も出さず、また暖房器具が使用されている時間帯にもかかわらず、地震による火災が1件も発生しなかったことは、大変な状況の中にあってもありがたいことでありました。地域住民が連携し、迅速な安否活動が行われたことは、日ごろからの防災への備えと地域のきずなによってなし得た成果であると考えております。

近年、行政区への加入率が低いといった意見が出されておりますが、私自身改めてコミュニティーの強さ、ふだんからの地域の交流が今回の結果につながったことをうれしく思い、感動をいたしているところであります。

震災直後には安倍総理、阿部長野県知事、山谷防災担当大臣が白馬村の現状について視察にお越しをいただき、これらの席上において、国に対し被災者の住宅や生活再建支援、被災した道路、河川等の早期復旧に向けた技術的支援と財政措置、融雪期における地すべり対策などの2次災害防止措置など、国からの全面的な支援について強く要望したところでございます。

これから本格的なスキーシーズンを迎えますが、幸いにしてスキー場においては大きな被害は見られず、地震に起因した風評被害が軽減されるよう、さまざまな場面で正しく情報発信してまいりたいと考えております。

そして、この地震により被害を受けた皆様が一刻も早くもとの生活に近づくことができるよう、私が先頭に立ち、全身全霊をかけて職員とともに最大限の努力してまいりたいと考えております。

各課などの災害対応や被災状況につきましては、建設課関係では村道550路線のうち50路線以上、橋梁については13橋梁が被災し、国・県では被災翌日から連絡調整員や、翌24日からは国の緊急対策派遣隊テック・フォースが派遣され、被災状況の把握、技術の支援、さらには照明車両、衛星通信車両といった配備をいただきました。

長野県からは、被災箇所確認等に対する支援職員や長野県防災サポートアドバイザーの派遣をいただき、今月1日から災害申請事務支援職員の派遣を受け、災害査定に向けての事務を進めている状況であります。

被災した村道の通行確保につきましても、孤立解消に向けて震災翌日から仮復旧を開始し、通行の確保に努めてまいりましたが、今後も国・県のご支援、ご指導を仰ぎながら早期の復旧に向けて作業を進めてまいります。

農政課関係では震災の被害は甚大であり、12月4日現在では被災が確認された箇所は農地、水路、農道など143カ所で、概算被害額は6億8,000万円規模に達し、その後の現場作業ではさらに増えている状況であります。しかも、この被災箇所は目視による確認できた箇所であり、来春、田に水を張ったところで水が漏れる、水路が機能しないなど、さらなる被害の発生も懸念され、27年度の営農に多大な影響が出ることは必至の情勢であります。

住民課関係では、早期の復旧を図るためには震災に伴う倒壊家屋の早期解体、撤去が大きな課

題となっていることから、村の方針として「半壊」以上と判定された家屋については、村費負担にて解体・撤去を行っていくこととし、現在、被災者の皆様に対する申請手続など詳細の案内ができるよう鋭意進めているところであります。

教育委員会関係では、スノーハープが甚大な被害を受けており、本年度においてスノーハープのコースの多機能化工事で舗装をいたしましたコースは50カ所ほど被災しており、応急的な復旧は終え、雪解けを待って舗装の復旧に努めてまいります。また、そのほかにもコースにおいて大きな被害が出ている状況であります。

学校施設につきましては大きな被害はなく、修繕による対応により11月25日から両小学校で通常授業を、中学校では午後から授業を開始しております。

水道課関係の水道施設では、今回の震災により送水管、配水管合わせて約60カ所が被災し、堀之内、三日市場地区を初めとした7地区281戸が断水となりました。

震災直後から陸上自衛隊松本駐屯地及び長野県水道協議会の災害相互応援により、大町市、池田町、北アルプス広域連合、松本市、安曇野市、さらには塩尻市などから給水の派遣をいただき、給水確保できました。

緊急復旧工事に関しましては、日本水道協会の災害相互応援に関する協定に基づき、震災翌日から名古屋市上下水道局による災害時応援隊が派遣され、被災状況の把握、応急復旧活動に当たり、県内外からも次々と施工班が派遣されるなど、多くの自治体の協力により断水の解消に努めました。

下水道施設では、東部地区を初め白馬中央幹線の大出地区、北部幹線の塩島地区の管路が大きく被災したことから、村内の重立った管路の緊急目視点検を実施し、若干の地下水の流入や軽微な損傷は認められたものの、流下能力及び各所にあるポンプ施設もほぼ正常に機能することが確認されました。今後は、国・県の指導を仰ぎながら、施設の早期の復旧に向け作業を進めてまいります。

税務課では、今回の地震による被災者に対する村税等の減免措置につきましては、過去の災害に見舞われた他市町村における措置を参考に、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、各種事業の実施状況であります。去る10月26日に東京銀座に信州の魅力を丸ごとシェアできる空間、首都圏総合活動拠点施設、銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペースがオープンし、大北5市町村では11月8日から1週間、イベントスペースを借り切り、特産品の販売、市町村ごとのイベントを開催いたしました。

本村は、11月10日に白馬フェアとし、昼はマスコミに向けHAKUBAガレットの紹介を、夜は関東在住のふるさと納税者や白馬村を応援し隊の皆さんなど白馬ファンの方々が集い、特産品を提供しながら大いに白馬を語り合いました。

この交流会では、白馬高校生がプロデュースしたハンバーガーのプレゼンテーションと提供を

行い、好評をいただきました。いずれも盛況で、参加者の白馬を愛する言葉をじかに聞き、私自身非常に感激するとともに、白馬のブランド力の高さを再認識したところであります。

総務課関係では、最初に白馬高校存続に向けての取り組み状況等についてであります。10月24日に長野県教育委員会より第1回目の公立校の志願予定者数の公表がありました。白馬高への志願予定者数は、後期選抜で34名の志願者数となっており、前年より9名の増であります。定員数の80名にはほど遠い状況であります。

村では、10月14日付の人事異動で総務課に地域高校対策係を設け、職員2名を配置し、11月5日には小谷村からも臨時職員1名の派遣を受け、事務局体制を強化し、白馬・小谷両村がより協力を連携し、地域として白馬高校の魅力づくりに取り組み、地域高校としての白馬高校を存続させていくための体制を整えました。

今回の震災の新聞報道等にもありましたように、白馬高校の多くの先生、生徒がボランティアとして倒壊した家屋の瓦れきの撤去や支援物資の仕分け、運搬などの作業に汗を流していただき、被災者はもちろん、村としても地域高校としての白馬高校の大切さを再認識し、この地域にとってはなくてはならない高校であるという思いを強くしたところであります。

先月15日に開催しました白馬高校の将来を考える会では、県教委からもお越しいただき、観光学科の設置と寮を整備した生徒の全国募集の実施を大きな柱とした白馬高校の経営・運営に参加する地域案を私が手渡してございます。今は、この地域案に対する県教委の反応を待っている段階で、今後はどのように地元として費用を負担すべきなど解決していくべき課題は数多く、議会の皆さんとともに相談する中で、白馬高校の存続に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ふるさと納税制度の拡充につきましては、増収と地域活性化の2面にメリットがあることから、私が村長に就任して直ちに組み込んだ施策であります。

ふるさと納税制度の特徴としましては、寄附をする先の自治体だけでなく、その用途までも納税者が選択できることから、取られるイメージから税金を選んで納めるという自発的行為に転換すること、さらには都市部から地方への税収の分配、地域活性化や納税者と地方公共団体の関係強化などを目的に創設された制度であります。

本村では、平成20年9月「ふるさと白馬村を応援する条例」を制定し寄附を募ってまいりました。しかしながら、平成20年度から昨年度までの6年間で4,000万円を超える寄附金を受領しているものの、同一人による高額寄附を除くと、その金額は他の自治体と比べて圧倒的に少額でありました。

そこで、寄附申請と納付方法のオンライン・ワンストップ化、多様な特典の提供を2本の柱としてポータルサイトを運営する企業や電子決済にかかわる企業との調整、特典を提供していただく企業や個人との交渉、そして所要の規則改正等を行い、この12月1日からスタートをさせま

した。

寄附をしていただいた方への特典といたしましては、地域産業振興と誘客を第一に考え、白馬産米、食用ほおずき、ブルーベリーなどの特産品とリフトの1日券やシーズン券、宿泊補助券などを選定しております。

今回の地震に伴うお見舞いの要因もあることは確かではありますが、12月9日現在で762件、2,115万6,261円の入金がありました。このうち地震後は745件、1,578万1,261円といった状況であります。今後もふるさと納税でしか入手、体験できないような限定的で希少価値の高い商品や企画の提供あるいはメディアの最大限の活用など、企画・検討を重ねてまいりたいと思っております。

財政関係では、平成27年度予算編成方針として、まず最優先課題では当村に大きな災害をもたらした長野県神城断層地震による災害復旧、災害対策であります。早期に復旧・復興できるよう予算編成を行ってまいります。今年度も既に一般会計補正予算（第5号）で専決処分として、この後報告をさせていただきますが、随時補正予算を組み、早期復旧に向け取り組んでまいりたいと存じます。

また、通常予算では実施計画、各地域での懇談会での要望を踏まえ、ローリングをする中での事業や私が選挙時に公約に掲げた事業を重点施策、重点事業として予算編成をしてまいりたいと考えております。

一方、歳入面を見ますと、国の概算要求において地方財政計画では平成26年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところでありますが、地方交付税の減少、当村の主要産業である固定資産税が3年に一度の評価がえによる影響、災害の減免などの影響により減額になる見込みであります。

そのような状況の中、限られた財源を効果的に配分できるよう重点事業も絞り込み、住民福祉、住民サービスの向上のため、健全財政の堅持に努力しながら、最大の効果が上がるよう検討に検討を重ね、予算編成をしてまいりたいと思います。

住民課関係では、冬期間に増加する外国人住民の窓口対応を充実するため、新たに外国語での対応可能な臨時職員1名を配置するほか、村内への新規転入者に対し、歓迎の意をあらわすための村長メッセージ（ウエルカムカード）の配布なども検討していることから、それに伴う経費を補正予算計上させていただいたところであります。

健康福祉課関係では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請を7月1日から10月1日まで受け付けを行いました。臨時福祉給付金につきましては申請件数1,264件、支給件数1,257件、支給率83.4%。子育て世帯臨時特例給付金につきましては申請件数538件、支給件数529件、支給率96.7%となっております。

予防接種法の改正により、10月1日より幼児への水痘予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種が

新たに定期接種に加わりました。水痘予防接種につきましては村内医師のご協力をいただき、集団接種の回数を6回増やして対応しております。高齢者肺炎球菌予防接種につきましては65歳の方が対象となりますが、今年度は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方を対象とし、村の助成により2,000円の自己負担で接種でき、接種は各医療機関での個別接種で対応しております。

平成27年度4月からスタートする子ども・子育て支援制度の施行により、保育所や幼稚園、小規模な保育事業を行う施設についても、申請により新たな給付制度へ移行することができるようになりました。国の定める基準を踏まえ、給付の対象となる施設や事業の設備、運営基準など本定例会において関連する条例（案）を提出させていただきました。

観光課関係では、9月から10月にかけての観光客入り込み数は24万6,500人で、対前年比103.9%となりました。天候に恵まれたことに加えて、観光局では紅葉シーズンにあわせてBIG AUTUMN 紅葉三昧キャンペーンを展開し、常設観光協会、商工会、索道事業者の協力のもと、東京、大阪、名古屋を中心にマスコミやJR主要駅でのキャラバンを積極的に取り組んでいただいた成果もあったと感じております。

ウインターシーズンに先駆けて、先月23日には観光局と白馬村索道事業者協議会合同によるスキー場開きを計画しておりましたが、前日の地震発生により、この7日に延期して、にぎわいのあるスキーシーズンと安全を関係者とともに祈願したところであります。当日はウインターシーズン情報及び地震による影響などについて、マスコミ関係者に説明する機会も設けました。

また長野県、大町市、白馬村、小谷村の3市村の行政、観光団体、索道事業者が連携をして、地震に関連する正確な情報や観光情報を国内外に発信しながら、懸念する風評対策に努めてまいりたいと考えております。

索道事業者からは、HAKUBA VALLEYエリア共通リフト券として、新たに1日券が加わり、1日に2カ所のスキー場が利用できる付加価値をつけていただきました。また、村民がスキーを楽しんでもらうことを目的に、1月から3月までの第3日曜日は白馬村民デーとして村内の在住者に対してリフト1日券を2,500円で販売していただけることになりましたので、こうした機会にまずは村民の皆様がスキー場に足を運び、みずから楽しみ、白馬のよさを友人、知人を初めPRをしていただければと考えております。

次に、観光地経営計画策定の進捗状況であります。策定委員会及び策定ワーキンググループを組織し、9月17日に第1回策定委員会を開催し、10月27日には第1回ワーキングを開催したところであります。第2回ワーキングは地震により延期し、年内をめどに開催したいと考えており、今年度は白馬村の現状や課題を洗い出し、目標像と基本方針の取りまとめまで進めてまいります。

農政課関係につきましては、今年の米の作況指数であります。農水省は10月の半ばの発表

では長野県が96、中信地域は95といずれも「やや不良」とのことで、殊に白馬村は8月の日照時間が長野県下で最低といった気象が響き、感覚的には95にも達しない状況であると認識しております。さらに、米の価格低下に経営所得安定対策における米の直接支払いの減額に白馬の主要産物であるソバも不作であり、農業生産者に対する厳しさが際立っており、大変心配しているところでもあります。年度ごとに特に総選挙のたびに変貌するのが農業施策であり、今回総選挙の影響もどうなるのか、不安を抱いているのも事実であります。

特産品絡みの事業では、農政課が白馬高校生の発想をもとに、高校生を関係者とともに紫米や白馬豚を材料にした白馬の新バーガーを開発し、先ほど述べましたとおり、北アルプス ウィーク イン銀座の白馬フェアの中でも白馬高校生によるお披露目をいたしました。非常に好評で、白馬フェア成功に大きく貢献をいただきました。村ではこのイベントのみで終わらせないよう白馬の名物にしていけたらと考え、引き続き販売へ向け取り組んでまいります。

また、文化祭においては、昨年引き続き「秋の味覚フェア」と銘打ち、地産地消推進に向けた取り組みの一環として、白馬産の新米や試食、そしてみそ玉仕込みみそ、食用ほおずきなど、特産品の地元向けPRの場を設けたところ、多くの村民の皆様から実際に味わっていただき、所期の目的が達せられました。今後も特産品の開発とともに白馬産の農産物の加工品の地元への浸透を図ってまいりたいと思います。

次に、平川左岸に整備中の県営小水力発電施設建設事業は、現在発電施設の建屋建設中で、順次水車・発電機が設置される運びであります。来春の稼働に向け、急ピッチで進めております。

建設課関係では、繰越事業といたしまして施工してまいりました通地区の村道3143号線、楠川橋が11月13日に供用開始をいたしました。

長野県関係では、同日に地域高規格道路の規格を有する小谷村の雨中・月岡バイパスの着工式が挙行されました。このバイパスの着工により事業が滞っておりますが、松本糸魚川連絡道路の事業に弾みがつき、一日も早い道路復旧と供用開始を切望する次第であります。

村道の除雪業務につきましては10月31日に入札を行い、全39工区の受託業者が決定し、その後に業務説明会を開催いたしました。受託業者ごとに各区長の皆様との打ち合わせなど、除雪業務の遂行に向け準備を進めているところでもあります。

上下水道課関係では、「公共下水道受益者負担金事務改善報告書」の外部機関による検証・評価について、地方公共法人日本下水道事業団に検証・評価を依頼いたしました。これは徴収事務手続の点検及び見直しに関することや受益者負担金及び使用料徴収に関する条例・規定の見直し・改正に関することについて、検証・評価していただき、下水道事業の推進についての考察を求めるものであります。報告に当たっては、本村の恣意を排除し、「中立かつ公正な評価を行うように努めること」としており、来年3月には報告に基づき必要に応じて条例、規則などの改正を行うこととしております。

教育課関係では、共同調理場検討委員会の公募委員を募集をいたしました。残念ながら応募者がおりませんでしたので、現在、担当課で関係者と協議し、委員を指名した後に委員会を開催することを進めております。

本定例会に上程します案件は報告1件、承認6件、議案13件であります。議案等につきましては、担当課などの長に説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第8号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第5 報告第8号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第8号 村道上の事故における損害賠償の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

村道上の事故における損害賠償事件に係る損害賠償の請求について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

最終ページをご覧くださいと思います。平成26年9月20日、原氏が運転する乗用車が村道0105号線の北城を走行中、白馬村が管理をする路面の穴に右前輪を落とし、前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償請求額を道路管理者過失相当分50%、11万8,314円と定め、平成26年10月30日に専決処分をしたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第8号は終了いたします。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

日程第6 承認第9号から日程第11 承認第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第6 承認第9号から日程第11 承認第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第9号から承認第14号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第6 承認第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第6 承認第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 承認第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をしましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例につきましては、最終ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。別表中、学校評価委員の項の次に学校給食施設検討委員を新たに規定し、観光地経営計画策定委員を観光地経営計画策定委員・ワーキンググループメンバーに改め、平成26年10月27日に専決処分をしたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 太田伸子でございます。学校給食施設検討委員とありますが、検討委員会の設立時期、委員の選出方法、人数をお聞きいたします。

それと、観光地経営計画策定委員のところで、ワーキンググループメンバーについてのメンバーの選出方法、人数をお聞きいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 太田伸子議員からご質問をいただきました学校給食施設検討委員会でございますけれども、先ほど村長のご挨拶の中にもございましたように、公募の委員を募集いたしましたところ、残念ながら応募はございませんでした。村といたしましては、委員会の委員はおおむね15名ということで学識経験者、保護者を代表とする者、学校関係者、そ

れから公募による者、それから各号に挙げる者のほか村長が必要と認める者ということで15名を考えておりました。

残念ながら公募委員がございませんでしたけれども、保護者を代表する者等をですね、きちんと精査しながら人員を検討し、実は今月中に会議を行いたかったわけではありますが、震災等の関係もございまして1月中には検討会議を開催してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 引き続き答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） ワーキンググループの関係でございませけれども、ワーキンググループに関係をいたします設置要綱が定めてございました。その要綱の中でうたわれております内容としましては、委員は35名以内で組織するというふうに決めさせていただいております。大きくは2つに分かれます。1つは公募による委員を決めるということ。もう1つは策定委員会の委員長が必要と認める者というふうに構成をさせていただきます。

公募につきましては、結果としまして6名ございましたけれども、1名は村外者ということから適格要件から外れましたので、5名を今回ワーキンググループに選任をいたしました。

また、策定委員会の委員長が必要と認める者につきましては、委員長と相談した結果、広く観光事業者のみならず村民の方々にお声をかけたほうがよいだろうということ、また年齢、男女別、さらには国内外の外国人を含めた居住者にもそういったところに参画をしていただいたらどうかというご意見を頂戴しまして、29名の方にお問い合わせをいたしました。結果といたしましては、34名がワーキンググループの委員として構成をさせていただいたということでございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。

第6番（太田伸子君） ありません。

議長（横田孝穂君） よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第7 承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日に専決処分しましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。専決第23号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,039万円とするもので、先ほど述べましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

補正予算の内容につきましては、11月21日の衆議院議員解散に伴い12月14日執行の衆議院議員総選挙にかかる予算を増額するものでございます。

5ページの歳入明細をご覧ください。歳入明細は14款3項1目総務費県委託金の選挙費委託金664万7,000円が主なものです。

めくって6ページをご覧ください。歳出明細は2款総務費4項選挙費7目衆議院議員選挙費にかかる経費といたしまして、委員等報酬が104万7,000円、職員手当が302万4,000円、消耗品費111万円が主なものです。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第10号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第8 承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月23日に専決処分しましたので議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。専決第24号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,286万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,325万7,000円とするもので、先ほど述べましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

補正予算の内容につきましては、11月22日に発生いたしました長野県神城断層地震にかかる被災者支援、災害復旧、災害復興に関する予算を増額するものでございます。特定財源につきましては現時点で見込める内容とし、不足分を当面は財政調整基金から繰り入れることとしております。

6ページの歳入明細をご覧ください。9款地方交付税の普通交付税が1億831万8,000円の増額、13款国庫支出金の公共土木施設災害復旧負担金が1億7,500万円の増額、同じく衛生費国庫補助金が1億4,000万円、同じく社会教育費補助金が1,762万5,000円の増額です。7ページ、14款県支出金の災害救助費繰替支弁金が1,094万円の増額、17款繰入金は財政調整基金繰入金として1億8,758万4,000円の増額、20款村債では公共土木施設、その他施設災害復旧債として1億8,340万円を増額するものです。

次に8ページ、歳出明細をご覧ください。3款民生費では1目災害救助費、災害救助経費として1,671万4,000円を増額するものです。この内容は災害救助に伴う経費であり、主なものは修繕費で860万5,000円の災害救助法に規定する損壊住宅の応急修理費です。

4款衛生費では、1項1目環境衛生費の環境衛生事業、上水道事業会計補助金として1,618万円の増額。9ページの同2項1目塵芥処理費として塵芥処理事業は、全半壊の住宅等解体処理委託経費3億3,368万円の増額です。

5款農林業費では1項4目農地費の村単土地改良事業、農業集落排水事業特別会計への操出金172万円の増額が主なものでございます。

10ページに移りまして、7款土木費では2項2目道路維持費の除雪事業、災害により通常除雪ができない路線に対する除雪車両の借上料610万円の増額です。

8款消防費では1項1目非常備消防費の消防団員出勤賃金97万5,000円、5目災害対策費1,860万円の増額で、それぞれ災害対応に要する職員手当が占めております。

9款教育費では4項4目文化財保護費は三日市場城の震災を含めた原状回復に関する文化財保護事業補助金300万円の増額が主なものです。11ページ中ほど同5項2目体育施設費ではウ

ウイング21維持管理事業で震災による設備等緊急点検にかかる委託料103万9,000円の増額です。

10款災害復旧費では、1項農林業施設災害復旧費は林道郷尺窪線の修繕。めくっていただきまして12ページの2項公共土木施設災害復旧費は、実施設計等委託料2億円と信号機等の借上料1,000万円、災害復旧工事費1億5,000万円、このそれぞれの増額が主なものでございます。4項その他公共施設災害復旧費では、観光レクリエーション施設災害復旧事業はスノーハープの地割れ等工事費160万円の増額が主なもの、都市施設災害復旧事業は大出公園にかかる復旧工事費305万5,000円の増額が主なもの。13ページ、義務教育施設災害復旧事業は、村内小中学校の修繕費149万円が主なもの、社会教育施設災害復旧事業は図書館にかかる修繕費20万円の増額、文化財災害復旧事業は、三日市場神明社諏訪社にかかる修復等工事費3,726万円の増額が主なもの、体育施設災害復旧事業はウイング21ホールにかかる工事費680万4,000円の増額が主なものです。

次に3ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正をご覧いただきたいと思います。地方債補正の追加は、震災に関する公共土木施設災害復旧事業、限度額1億7,500万円、その他施設災害復旧事業で限度額840万円として、利率3.5%以内で借入れをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第11号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第9 承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について承認を求めるものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月23日、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。平成26年度の白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,340万円を追加し、12億9,207万4,000円とするものでございます。

内訳でございますが、6ページ、7ページをご覧ください。いずれも災害復旧にかかわるものでございまして、歳入の関係でございますが、国庫負担金、国庫補助金を2億8,870万円予定してございます。また、残りは村債といたしまして公共土木施設災害復旧事業債ということで3億3,470万円を予定してございます。

歳出の内訳でございますが、いずれも災害復旧費でございまして、測量設計、国庫補助にかかわるものにつきまして5億7,740万円。内訳ですが、測量設計委託料が2,052万円、工事請負費5億5,620万円です。また単独事業費ということで4,600万円を計上いたしまして、測量設計委託料4,428万円、工事請負費172万円というものでございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第12号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第12号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第13号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第10 承認第13号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 承認第13号です。平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてでございます。同じく災害の関係でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月23日、別紙のとおり専決処分いたしましたので承認を求めます。

1枚おめくりください。平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算それぞれ2,322万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,849万6,000円とするものでございます。

内訳でございますけれども、6ページ、7ページのほうをご覧ください。いずれも災害復旧にかかわるものでございまして、歳入の内訳でございますが、一般会計からの繰入金172万円、国庫支出金として国庫補助金1,080万円、村債といたしまして1,070万円を見込んでおります。

歳出の明細でございますが、国庫補助にかかわる災害復旧補助事業でございますが、2,160万円でございますが、内訳ですが、修繕費540万円、設計委託料324万円、工事請負費1,296万円でございます。また、災害復旧の単独にかかわるものということで設計委託料162万円を見込んでおるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第13号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第14号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（横田孝穂君） 日程第11 承認第14号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 承認第14号です。平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告について承認を求めるものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月23日、別紙のとおり専決処分しましたので報告、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございまして、3条のところでございます。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたしました。収入の関係でございますが、水道事業収益ということで、今回特別収益ということで2,960万円を補正いたしまして、総額3億4,954万5,000円といたしました。支出の関係も同じく2,960万円の補正額とさせていただいております。

第4条の関係でございます。資本的収入及び支出の予定額でございますが、補正額8,856万円。内訳でございますが、4,436万円の補助金、企業債として4,420万円でございます。支出の関係も8,856万円とさせていただいているものでございます。

いずれも災害復旧にかかわるものということでございまして、後ろのほうの1ページのところをご覧ください。収益的収入及び支出の関係の収入でございますが、先ほども申し上げましたとおり国庫補助金で1,350万円、他会計の補助金ということで一般会計から1,610万円を頂戴する予定でございます。

1ページめくりまして2ページの関係でございますが、支出という関係でございますが、災害による特別損失という形になりまして、項目でございますが、修繕費が1,944万円。すみません、1行戻りまして設計委託料219万4,000円、修繕費1,944万円、材料費496万8,000円、負担金259万2,000円等でございます。

続きまして3ページの資本的収入及び支出の関係でございますが、収入の関係でございます。他会計からの補助金8万円、国庫補助金が4,428万円を予定してございます。そして企業債4,420万円の収入ということでございまして、1枚おめくりください。支出の関係です。いずれも災害復旧費ということでございまして、設計委託料1,512万円、工事請負費7,344万円を予定してございます。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第14号 平成26年度白馬村水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、承認第14号は報告のとおり承認されました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時16分

議長(横田孝穂君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第12 議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更について

議長(横田孝穂君) 日程第12 議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更についてご説明いたします。

北アルプス広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更は、広域連合で進めております平成27年度から31年度までを計画期間とする第4次広域計画の見直しに当たり、広域連合が取り扱っております事務内容の表現や広域連合の処理する事務の並び順を同類の事務ごとの順に改めるため、構成市町村において議決を求めるものでございます。

なお、この改正による広域連合で処理する事務に変更はございません。

めくっていただきまして、別紙1、第4条では広域連合の処理する事務を規定しており、第1号から2ページの第19号までの全部を、2ページ中ほど第5条では広域計画の項目を規定しており、第1号から3ページの第20号までの全部を改正部分が多いことから全部改正としてお願いするものでございます。

3ページ下からの別表は、処理事務ごとの市町村負担金の負担割合を定めたものであり、第4条と同様に処理事務を改正するものでございます。

なお、別表では第4条第14号が県からの委譲事務であり、市町村負担金が伴わないことから、第4条より1号少ない第18号までとなっております。

別紙2の新旧対照表、横版の8ページをご覧いただきたいと思います。備考1及び2では、予算は年度単位であることから、予算の属する「年度」とそれぞれ改正し、別掲の土木事業費の市町村負担割合の積算区分の金額範囲の表現が二重標記となっていたことから改正するものでございます。

本文7ページの改め文附則をご覧いただきたいと思います。この規約の施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

以上のとおり、規約の変更したいものでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（横田孝穂君） 日程第13 議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法が国会で成立し、子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。

この子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としており、新制度の開始に向け、市町村では施設や事業の設備、運営に関する基準等を条例で定めることとなります。

この特定教育・保育及び特定地域型保育事業の基準条例を定めるに当たっては、学校教育法、児童福祉法に基づく認可を受けている施設及び特定地域型保育施設の運営基準に従い、各事業者は保育を提供した場合、施設が給付を受けることができることとなるため、内閣府令で定める基準を踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市町村が条例により定めることと規定されたことに伴い、本条例で制定するものでございます。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。第1章は総則として趣旨、用語の定義、一般原則を定めるものでございます。

2ページからの第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準として、第1節は利用定員に関する基準、3ページからの第2節は運営に関する基準として第5条から第34条まで利用申

し込みの手續、施設の運営に関する方針などの基準を、10ページからの第3節は特定施設型給付費に関する基準について定めるものであります。

11ページからの第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準として第1節は利用定員に関する基準、12ページからの第2節は特定地域型保育事業の運営に関する基準、飛びますが、16ページからの第3節は特定地域型保育給付費に関する基準を定めるものでございます。

17ページからの附則につきまして、第1条は、この条例は法の委任を受けて基準を定めるものであるため、その施行日は法の施行日とするものでございます。

第2条からは、特定保育所に関する特例、施設型給付費及び関連施設に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（横田孝穂君） 日程第14 議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨につきましては、先ほどの白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定でご説明申し上げた内容と同様でございます。

この家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準条例を定めるに当たっては、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに市町村の認可事業として行うこととなるため、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市町村が条例により定めるものと規定されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。第1章として、総則として趣旨、最低基準、一般原則等を定めるものでございます。

6ページからの第2章は、家庭的保育事業に関する基準。

7ページからの第3章は小規模保育事業に関する基準で、第1節は小規模保育事業の区分、第2節から11ページまでの第4節は、小規模保育事業の区分ごとの基準を定めるものでござい

す。

11ページからの第4章は居宅訪問型保育事業に関する基準を、12ページからの第5章は事業所内保育事業に関する基準を定めるものでございます。

16ページからの附則第1条は、法の委任を受けて基準を定めるものであるため、その施行期日は法の施行日とするものでございます。

第2条は食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（横田孝穂君） 日程第15 議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例により定めることと規定されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

1ページめくっていただきまして1ページをご覧ください。第1条に趣旨、第2条から第4条は最低基準の目標、向上、事業者の向上について、第5条からは改定後の児童福祉法第34条の8号2により、条例に委任された基準を定めるものでございます。第5条では一般原則、2ページの第6条は非常災害対策について、第7条、第8条は職員の一般要件と知識及び技能の向上について、第9条は事業所の設備基準について定めるものでございます。

第10条は職員の配置基準及びその資格要件、3ページの第11条から17条は事業者の運営上の規定、5ページの第18条は開所時間及び日数を、第19条から第21条は保護者との連携、関係機関との連携、事故発生時の対応を定めているものでございます。

附則では、法の委任を受けて基準を定めるものであるため、その施行日は法の施行日とするもの、職員に関する経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第16 議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所用の改正を行うものでございます。新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項であります。12月10日に支給する期末手当の支給率を100分の155から100分の170に引き上げるものでございます。

改め文に戻っていただきまして、下のほうにあります附則でございますが、第1項は施行期日等を公布の日から施行いたしまして、平成26年12月1日から適用するものでございます。

第2項では、第1項で平成26年12月1日からの適用ということで、既に支給されている期末手当を内払いとみなす規定でございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第17 議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました議案第51号の白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と改正理由、改正内容は同じでございます。新旧対照表で改正内容をご説明いた

しますので、新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項ただし書きであります、12月10日に支給する期末手当の支給率を100分の155から100分の170に引き上げるものでございます。

改め文に戻っていただきまして、下のほうにあります附則ですが、第1項は施行期日等を公布の日から施行いたしまして、平成26年12月1日から適用するものでございます。

第2項では、第1項で平成26年12月1日からの適用ということで、既に支給されている期末手当を内払いとみなす規定でございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第18 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

昨年8月7日の人事院勧告また一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、所用の改正を行うものでございます。新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

14ページ、第18条第2号通勤手当の額をウ片道10キロメートル以上から、各距離の区分に応じて300円から6,800円引き上げるものでございます。

第30条第1号では、12月10日に支給する勤勉手当の支給率を100分の67.5から100分の82.5に、特定幹部職員にあっては100分の87.5から100分の102.5に、また第2号では再任用職員の12月10日に支給する勤勉手当の支給率を100分の32.5から100分の37.5に、特定幹部職員にあっては100分の42.5から100分の47.5に引き上げるものです。

15ページからの第5条別表第1、別表第2の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げるものでございます。

改め文に戻っていただきまして、12ページ、附則第1項で公布の日から施行いたしまして、平成26年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、適用日までの異動者の号俸の調整をできる規定。

第3項では、第1項で平成26年4月1日からの適用ということで、現在支給されている給与を内払いとみなす規定でございます。

以上のとおり一部改正したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第19 議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。最終ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、被保険者が出産したときに支払われる出産育児一時金の額を従来の39万円から40万4,000円に引き上げるものでございます。

条例の施行日につきましては、健康保険法施行令の改正に合わせまして平成27年1月1日としておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第55号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（横田孝穂君） 日程第20 議案第55号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第55号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、条例17条に規定する延滞金の規定を削除するものであります。これは平成8年に公営住宅法が抜本的に改正された際、国から示された標準条例に基づき規定した条項であります。公営住宅の家賃につきましては過去の判決例などから公債権ではなく、私債権と解されるため、地方自治法に規定する延滞金には該当しないことから、条例第17条第2項及び第

3項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この改正条例につきましては公布の日から施行するものでございます。
説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（横田孝穂君） 日程第21 議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,537万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億9,863万6,000円とするものであります。

7ページ歳入明細をご覧ください。12款使用料及び手数料の観光使用料として、シャトルバスの運行収入を委託料と相殺せずに新たに405万8,000円を計上し増額。

13款国庫支出金の民生費国庫負担金は、障害者医療費負担金として100万円の増、民生費国庫補助金2項2目児童福祉費補助金は、県支出金の安心こども基金事業から保育緊急確保事業補助金への組みかえとして382万7,000円の増額。

8ページ、14款県支出金の主なものは2項4目農林水産業費県補助金の農林業費補助金、農地地域集積補助金として690万8,000円の増、林業費補助金森林整備地域活動支援交付金として森林経営計画促進追加分として123万円の増、9ページ3項総務費県委託金、長野県議会議員選挙事務委託金として149万3,000円の増。

15款財産収入の財産貸付収入では、主な減額として村営住宅貸付収入の減額に伴い27万4,000円の減額。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金として5,024万4,000円の増額、これは普通交付税を第5号補正に充当したことにより、財政調整基金を充てることによるものです。

19款諸収入、雑入の主なものはEV自動車充電インフラ普及支援助成金として360万円の増。10ページ、ケーブルテレビ移転補償料として国・県道改修工事に伴う移転補償料として220万円です。

10ページ、20款1項1目村債は、臨時財政対策債が発行可能額の確定に伴い1,701万円の減、2目総務債では緊急防災・減災事業債が地方債の組みかえにより360万円の減、地域

活性化事業債が事業費確定により430万円の減、公共事業等債が地方債の組みかえにより390万円の増額です。

次に、11ページ歳出明細をご覧ください。各款の一般職員人件費に係る増額につきましては、先ほど議案説明をさせていただいたとおりでございますので、個々の内容は割愛をさせていただきます。

1款議会費32万7,000円の増額は、議員手当の増によるものです。

2款総務費総務管理費の一般管理費1,443万9,000円の増額の主なものは、社会保険料277万4,000円の増額、これは臨時職員数の増及び保険料率の増加によるもの、12ページ6目企画費432万2,000円の増額、これは国・県道改修に伴いますケーブルテレビ支線移転工事費220万円が主なものでございます。13ページ、10目環境政策費は540万円の増額、これはEV自動車用急速充電器の設置工事費です。

14ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費は、外国人の転入出手续の充実を図るため臨時職員1名分63万8,000円の増額です。15ページ、4項選挙費は長野県議会議員選挙費として150万3,000円の増額、主なものは消耗品費や臨時職の賃金などです。16ページ7項3目スポーツ事業費は、スポーツ事業振興費の各種スキー大会負担金等の全日本スキー技術選手権大会に係る負担金200万円が主なものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費170万円の減額は、人事異動による減額、3目障害福祉費は229万6,000円の増、これは自立支援医療給付費が200万円の増、更生医療の新規申請によるものでございます。17ページ、5目介護保険費は76万1,000円の減額、これは北アルプス広域連合への負担金153万5,000円の減額と介護保険に係る電算システム委託料102万6,000円の増額が主なものでございます。18ページ、2項児童福祉費84万3,000円の減額は、しろうま保育園運営事業の118万円の職員の退職に伴う減額であります。

20ページ、5款農業費は824万円の増額、主なものは3項農業振興費の農地集積協力金として農地中間管理事業を活用し、切久保地区の農地集積を行うために交付する協力金交付事業690万9,000円、4目農地費の多面的機能支払交付金67万8,000円です。21ページ、2項林業費は林業振興費260万6,000円の増額、主なものは森林整備地域活動支援交付金として飯森地区の山林整備追加分約69ヘクタール、164万円です。

22ページ、6款観光商工費は642万3,000円の増額、主なものは1項3目観光振興宣伝費、海外観光客受皿整備事業のナイトシャトルバスの運航経費を収入との相殺をせずに、運航経費として479万6,000円増額するもの。23ページ、2項1目商工振興費50万円の増は、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金が実行実績に伴い不足することからでございます。

24ページ、8款消防費1項消防費は286万9,000円の増額、主なものは2項広域常備

消費への負担金102万2,000円の増、これは御嶽山災害派遣等によるもの。4目防災費181万5,000円の増は、防災無線の戸別受信機を新規購入するものでございます。

25ページ、9款教育費2項小学校費は348万円の増額、主なものは小学校の教師用指導書改訂に係る消耗品347万3,000円であります。4項社会教育費115万8,000円の主なものは4目文化財保護費の伝建物修理補助金45万4,000円で、村補助金額増によるものであります。26ページ、5項保健体育費68万3,000円の主なものは、2目体育施設費の施設管理委託料としてマイマイガ駆除作業に係る委託料です。

27ページ、11款公債費元金の63万7,000円の増は利率の見直しによる増、利子の73万1,000円の減は利率の見直しによる利子の減です。

4ページに戻っていただき、第2表地方債補正をご覧いただきたいと思えます。

地方債補正の変更は、補正後の額が臨時財政対策債限度額2億4,299万円、庁舎等耐震改修事業限度額1,360万円、低公害車購入事業限度額920万円で、いずれも利率3.5%以内で借入れをするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第22 議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）**

議長（横田孝穂君） 日程第22 議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,567万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,465万3,000円とするものでございます。

続きまして5ページをお開きください。歳入予算の主なものは、8款1項1目の繰越金でございます。1,567万4,000円増額するものでございます。

次に、6ページの歳出明細をご覧ください。1款1項1目一般管理費のうち、人件費関係につきましては人事異動及び人勤による給与改定分といたしまして、給料及び退職手当組合負担金を合わせて31万円計上させていただきました。消耗品費5万円は、外国人住民に対する制度説明

用パンフレットの購入費を増額させていただきました。

2款2項の高額療養費につきましては、一般被保険者分の高額療養費の伸びに対応するため、1,200万円を増額補正させていただくものでございます。

少し飛びまして8ページをお開きください。10款2項1目療養給付費負担金等返納金につきましては、平成25年度に国から交付された負担金について、その額が確定したことに伴って超過交付分299万3,000円を返納するものでございます。

以上で白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第58号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(横田孝穂君) 日程第23 議案第58号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 議案第58号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)のご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ215万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8,991万9,000円とするものでございます。

すみません、6ページのほうをお開きください。今回の補正でございしますが、白馬村浄化センターの長寿命化計画実施設計を下水道事業団に委託してまいりましたが、再委託先の請負差金等の関係で最終的に当初予算に対して300万円減額になっております。そんな関係で歳入の関係でございしますが、国庫補助金150万円、村債150万円を減額してございます。

歳出の関係でございすけれども、浄化センターの更新事業の実施設計の関係300万円ほど減りましたが、電気使用量の関係が増加し、また、料金の値上げも伴いまして67万3,000円増額させてもらっております。また、温泉施設の井戸水用の量水器の設置に8万5,000円、排水設備の設置補助金に8万7,000円の増額等がありまして、最終的に215万5,000円の減額とさせていただいたものでございます。

説明は以上です。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第59号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

議長（横田孝穂君） 日程第24 議案第59号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第59号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

支出の関係でございまして、収益的支出の関係でございまして、285万1,000円の増額でございます。

それから、第4条の関係、資本的支出の関係でございまして、1,512万の減額というものでございます。

まず、収益的支出の関係の増額の関係でございまして、職員給与の関係が手当20万、給料4万円でございます。それから現場管理の関係しております嘱託職員及び臨時職員の報酬、賃金でございまして、災害対応等も受けまして、それぞれ40万円増額させていただいております。また、配水池等の電気使用量の増加と料金値上げに伴い170万円の増加でございます。

また、今回の震災に伴い、半年に一遍検針をしております、ふだんはお住まいにならない別荘の関係につきまして、緊急的に臨時検針を実施いたしました関係でその委託料11万1,000円を増額させていただいております。

また、資本的支出の1,512万円の減額でございまして、落倉の道路改良工事に伴い配水管の布設がえ工事を予定しておりましたが、この道路改良工事の施工が来年度以降となったことに伴いまして1,512万円を減額とさせていただくものでございます。

説明は以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号から議案第59号までは、お手元に配付いたしました平成26年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第59号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 一般質問

議長（横田孝穂君） 日程第25 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は1名です。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、第11番北澤禎二郎議員の一般質問を許します。第11番北澤禎二郎議員。

第11番（北澤禎二郎君） 11番北澤禎二郎です。去る11月22日に発生した長野県神城断層地震は震度5強の地震規模で、負傷者23名、被災家屋224戸、うち全壊戸数80戸で、白馬村有史以来未曾有の被害をもたらしました。被災された多くの村民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、安倍総理大臣を初め国・県等の関係者、大変多くの市町村、ボランティアの皆様には早く駆けつけていただき、初期対応並びに早期復旧にご尽力賜りました全ての皆様、さらに現在もライフラインの復旧等に日夜取り組んでいただいております皆様に、白馬村議会を代表して感謝と御礼を申し上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

特に、白馬村職員の皆様は通常業務をこなしながらの適切な対応に対し、深甚なる敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

被災者の念願であります仮設住宅の建設については、飯森地区を初め地主の皆様のご協力により早期の着工となりましたことは、この上ない喜びであり、一日も早く移り住み、少しでも安心した生活を取り戻せますよう願うところであり、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げたいと思っております。

被災の地域を訪ねるたびに、こんなことが白馬村で起こるとは思えない、どこかの出来事ではないかと、とても信じられない思いがいまだにしておりますが、これが我々に与えられた現実であることも事実であります。爆撃を受けたような大混乱の中で、1人の犠牲者も出さなかったことは心より賛辞をお送りしたいと思います。

先日、来村いただきました山谷防災大臣との会談と白馬村の第4次総合計画の中で話が一致しておりますので、参考になりますので一部紹介したいと思います。

災害に対する備えとして最も大切なことは自助、共助、公助であります。自助は自分の身は自分の努力によって守ることであります。共助は身近な人たちがお互いに助け合うことであります。

公助は国や県等の行政機関による救助や援助のことです。

地震直後の災害から身を守るためには、みずから守る自助はもちろん近隣の人たちが助け合う共助が極めて重要です。皆様自身が自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、これに足りない部分を行政機関が補うという考えを持ち、地震に備えることが最も必要であるということでもあります。

さて、12月定例会では10名の議員が一般質問を準備しておりましたが、議会内で協議の結果、被災者に対する支援及びインフラ復旧を最優先すべきと判断し、理事者側に議会より申し入れ、1名の質問者とさせていただき、質問事項は神城断層地震についての1項目であります。白馬村議会を代表して、私より通告書に基づき次の5点について質問いたします。

- 1点目、被害の状況と公共施設等の復旧のめどについて。
- 2点目、被災者の生活再建に向けた生活再建支援策について。
- 3点目、農地被害について。
- 4点目、観光客への影響と対策について。
- 5点目、今後の村づくりについてを下川村長にお伺いいたします。

まず1点目であります。被害の状況と公共施設等の復旧のめどについて、被害の全容をお伺いいたします。また、ライフラインの復旧状況及び財源計画についてをお伺いいたします。

まだまだ地域全体としては、復興にはほど遠い状況です。段階を踏んで迅速に状況を把握しながらの復旧を進めていることだと思いますが、一日も早く普通の生活ができるように願っていますので、その意味を含めましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 北澤議員から5点について、神城断層地震の関係について質問がありました。それでは順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、被害の状況と公共施設などの復旧のめどについてという質問ですが、今回の震災被害の全容の質問ですが、いまだ全容はつかみ切れていない状況ですが、概要といたしまして申し上げますと、建設関係では村道が50路線以上、橋梁が14カ所、被害総額は20億円を超え、農政課関係では農地、水路、農道等で約150カ所以上、被害額は約7億円、上下水道関係では上水道施設で約1億円、下水道施設で約22億円、農業集落排水施設で約1,200万円です。

住家の被害では全壊が37棟、半壊が22棟、一部損壊が136棟、非住家の全半壊は110棟を数えることとなり、住家では県下最も被害数が多い状況です。

ライフラインの復旧状況ですが、水道関係では冒頭の挨拶でも述べましたとおり、各自治体の支援を受けながら、給水車を使った生活用水の供給と断水の解消工事を進めてまいりました。堀之内、三日市場地区では大きな被害を受け、来春以降まで避難を余儀なくされている堀之

内地区の一部を除き、居住されている地区内で給水が確保することができ、また嶺方、蕨平、野平地区は道路の応急復旧を先行して進めたため、水道の復旧に時間を要してしまいましたが、復旧はしております。

下水道関係でも各自治体の支援を受け、特に大出、塩島地区では大きな管路のずれや大量の地下水の浸入が認められたものの、各地とも汚水があふれ出すといった最悪の事態は避けられ、辛うじて勾配は確保されている状態であります。

白馬村浄化センターでは、最終沈殿池の汚泥かき寄せ機のアームにひびが入るなど、被害や被災した管路からの大量の地下水が流入しており、生物処理に支障を来すおそれがあり、現在この地下水を遮断する方法を検討中であります。

また、2次調査として測量を行い、管路のカメラ調査を実施中ではありますが、既に数多くの被災箇所が発見されており、引き続き被害の詳細を調査しているところであります。

農業集落排水事業で整備した野平地区の下水道も被災し、管路が断裂し、国の災害査定を受ける前の応急の本工事を実施しています。予定では18日木曜日には完了し、ライフラインは復旧する予定であります。

しかしながら、水道については応急措置として仮設状態であるものも多いことや、下水道の復旧については、地下水の処理や施工方法について協議中であるものが多く、いずれも完全復旧にはまだまだ時間を要するものと考えております。

次に、震災に伴う財源計画であります。今回の災害については災害救助法の適用を受けたことにより避難所の設置、避難者への食事、仮設住宅などの法の適用内の支出については国・県の資金により、法の適用に至らない場合や救助の種類、程度の範囲外の部分については村の負担になるところであります。

ライフラインなどの復旧に伴う財源といたしましては、災害復旧事業の国庫支出金や災害復旧事業債、財政調整基金からの繰り入れを予定しておりますが、まだ国の査定が行われていないこともあり、どのくらいの補助対象になるかは未定でございます。

単独復旧事業においても激甚災害の認定が受けられれば、その村債については普通交付税措置が手厚く受けられますが、現在の激甚災害の認定を受けていないため、補助対象以外のものは通常の単独災害復旧事業として見込んでおります。また、災害に関しては特別交付税の対象となっておりまして、財源措置がされる予定でございます。これとは別に国・県に対しましても各種の支援についてお願いを申し上げており、少しでも村の負担が少なくなるよう努めてまいりたいと思います。

北澤議員の1つ目の質問に対します答弁は以上であります。よろしくお願いたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問ありますか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） では、再質問させていただきます。よろしくお願いたします。

今回の震災による白馬村の被災状況は、新聞報道によりますと道路135カ所、14億6,950万円、林地・林道災害が7億3,000万円、農地・農業用施設6億7,850万円に上り、今後調査が進むにつれてさらに増える可能性があるとのことでもあります。

国では局地激甚災害に指定し、復興・復旧に全力を尽くすとしておりますが、このように被災額を新聞報道で知ることが多く、村民はマスコミ報道によって知ることが多かったわけですが、今回の震災に対する情報提供はどうであったかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点ですが、復旧の事業主体となる白馬村の体制はどうであったのか。災害申請に伴う調査測量、設計業務等専門的な知識を要する職員が不足していると思われませんが、他市町村の支援もあろうかと思えますけれども、行政経験も豊富で地域を熟知している退職職員の協力を求めているかと思いますが、村長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の北澤議員からの新聞報道云々というお話がございましたけれども、今もそれぞれ先ほど冒頭の招集の挨拶でも申しましたし、それから今の答弁でも説明を申し上げているところでありますが、非常に数字が確定しない状況であります。

そんな中で国・県の支援をいただきながら、災害復旧についてのそれぞれの被害額等々を算定しているわけですが、まだその数字も確定した数字ではございません。どんどんこれから増えてくる可能性は大であります。そんなことで予算の関係については、復旧費についてはまだまだ流動的であるということをご承知をいただきたいと、このように思います。

それから、災害についての金額の関係についての情報提供というような質問がありましたが、それぞれ毎日各災害対策本部を開催しながら、議会でも傍聴していただいたわけですが、刻々と情勢は変わってきておまして、非常に正確な数字が把握ができないというような状況であります。いずれにいたしましてもこれだけの大震災でありますので、それぞれ村としても行政を含め、そしてまた議会の皆様方からも応援をいただく中で、それぞれケーブルテレビ等々でも情報を流しながら対応してきたところでもあります。先ほど言ったように金額の関係については、相当いろいろな問題がありまして、次から次へと数字が変わってくるというような状況は否めない事実であります。

そしてまた、職員の応援体制というような専門的な技術というようなお話もございました。今現在も県のほうからそれぞれ建設課、そしてまた下水道課等々、県の応援をいただいて、今対応しているところではありますが、その前にも国交省のテックフォースという国の災害特別援助隊を導入しながら災害地の設計なり現場を見ていただいて、早期に対応していただいた。それから、下水道の関係もそうではありますが、特に水道の関係については全国からそういった応援をいただく中で対応してきたということでもあります。

そしてまた、これからの復旧、復興についてでもありますが、行政のOB等々の応援をいただ

く中で全村を挙げて全職員、それから議会の協力をいただきながら全力を挙げて復旧、復興に努めてまいりたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、続きまして2問目に入らせていただきます。

第2点目であります。先日、商工会の役員会の中で、女性の理事から震災に遭った人を含めた住民の心のケアが最も大切ではないか、どのように対応していくのか質問がなされました。その意味も含めまして2問目に入ります。

2問目、被災者の生活再建に向けた生活支援策について伺います。

被災した方への生活支援策で、国・県の支援から外れる被害者へ村独自に支援されるお考えがあるのかお伺ひいたします。

また、心のケアについて、どのような施策をお考えかお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 北澤議員の2番目の質問に対して答弁をさせていただきます。

被災者の生活再建に向けた生活支援対策についてであります。最初に、村の独自支援施策でございますが、直接的給付につきましては被災者生活再建支援制度の対象とならない方について、住宅修繕工事補助金を交付いたします。これは被災住家に関する修繕工事であれば、建築に限らず他の工事も対象とし、事業費は10万円以上で補助率3分の1、補助限度額は20万円としております。この制度は、震災日から対象となりますので、領収書などをとっておいていただければ対象となりますので、自宅の生活を何らかの修繕工事を行ったことがあれば、申請していただければと存じます。

間接的な負担軽減策となりますが、各種の減免などの措置につきましては早急に検討するよう指示しており、作業を進めている状況であります。また、倒壊家屋、いわゆる瓦れきの撤去につきましては、今後復旧、復興に向けて重要な課題となろうかと思ひます。この瓦れきの撤去につきましては、国の財政支援の対象となる半壊以上の認定を受けた家屋を対象として、村が主体となって進めてまいります。既に一部倒壊家屋が村道を塞いでいるような緊急性の高い箇所については撤去を始めたところもございますが、その他の多くの被災家屋については今週中に申請受け付けを開始する予定になっており、これから降雪期に入ることも考えますと、本格的な撤去作業は来春からになる見通しですが、被災された皆様の意向を尊重しつつ円滑に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、被災者への心のケアですが、地震発生から3週間がたちましたが、被災をされた皆様はいまだ緊張した状況が続いていることと思ひます。この間、さまざまな要素による環境の変化から心理的なストレスや体の不調があらわれることがあります。大北医師会、大町保健所、相互協

援協定に基づく大北管内市町村など関係機関のご協力をいただきながら相談体制を整えているところであります。既に実施しております相談事業といたしまして、安曇総合病院の心のケアチームが11月27日から毎週木曜日に避難所に出張し、心の不調についての相談に応じていただいております、24時間対応で電話相談にも応じていただいているところで、保健師も毎週火曜日は避難所に出張して健康に関する相談も行っているところであります。

特に、子どもの心の不調については、体の症状や日ごろは見られない行動の形であらわれることが多くなりますので、小中学校において学校カウンセラーによる個別カウンセリングのほか、養護教諭、担任教諭、保護者などの連携により子どものケアに努めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そしてまた月に1回、ふれあいセンター相談室において実施しております、全国カウンセリング協会認定のカウンセラーによるカウンセリングや長野県においても長野県精神保健福祉センターにおいて電話での心の相談窓口を開設していただいているところであります。今後は仮設住宅へ移られる方、現に自宅へ戻っている方、これから自宅に戻られる方、借家へ移る方などそれぞれ分かれることとなりますので、心の相談窓口の周知を関係機関と協力しながら、地域に出かけての相談を実施してまいりたいと思っております。

北澤議員の2番目の質問については、以上の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 次に、第1番の答弁について補足がありますという申し出がございますので、発言を許します。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 北澤議員さんの第1項目めの質問につきまして補足を申し上げたいと思います。

専門職員の応援体制の件なんですけど、総務課から県、広域を通じまして、市を初めとする自治体からそれぞれ専門の職員を応援として来庁していただいて、その職でお仕事していただいておりますので補足申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 被災者の生活再建は何といても居住確保で、倒壊した我が家をどのように再建するのかであります。国・県が住宅に関しては最大300万円の支援方法を打ち出しておりますが、甚大な被害は宅地にもあられ、地すべり現象や地割れも発生し、住宅地として安全性が確保できるかが課題であります。

12月1日、2日かけて被災地宅地危険度調査が実施され、危険度が判定されましたが、果たして宅地として建物が建設できるか不安に思っている被災者が多いと思います。特に、要注意と判定された被災者への対応はどうか。また、具体的な技術指導は誰が行うのか、費用負担はどうか、住宅地の安全対策についてどういう考えでいるかをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの住宅宅地の関係であります。まず相談体制につきましては本日12月15日から年内一定の期間を定めまして、これは建物に関する事、建物の宅地、いわゆる宅地にひびが入っていると全体的を網羅した相談というのを本日から多目的ホールで行っております。その指導に当たる方につきましては、長野県のいわゆる建築関係の指導主事と申しますか技術職、それと建築士会の協力をいただきまして、その中で私は建物はこういう状態で、どういうふうに直したらいいのか、それに当たってどのような支援をいただけるのか、そこら辺を具体的に相談を受けながら、どのようにやって対処していくのかというアドバイスをするという体制にしております。

ですので、今回先ほど宅地というお話もでしたが、建築の関係の技術に精通している職員につきましては、その状況を見て判断ができるということで、宅地の危険度判定の資料も相談室、いわゆる多目的ホールのほうに備えておりまして、具体的に私の敷地はこうなっている、建物はこうなっていると、そこでどのような支援をいただけるのか、そこら辺をワンストップの窓口として対応しているという状況でございます。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） この18日で2次避難所から3次避難所へ移動が余儀なくされております。公設の仮設住宅へ入居する者、知人・親戚宅に身を寄せる者、それから民間施設へ入居する者、さまざまな形態がありますが、被災者への支援策は同一になるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 避難所からの先ということのご質問でお答えをさせていただきますと、現在、今仮設住宅というのが35戸飯森地籍に行っております。これも先週の13と本日15、16にかけて、現在避難所で生活をされている方、また親戚等に身を寄せている方、その方たち全員に対して聞き取りの調査を行っております。そこで仮設住宅の希望、または親戚に身を寄せ、そのまま身を寄せたい、もしくは公営住宅を希望している、そこら辺の数を把握しまして、最終的に仮設住宅への入居希望者がまとまってくるかと思っております。

あくまでも仮にということで説明をさせていただきますと、公営住宅35戸ですので、それでうまく入れば、そのままというふうになるんですが、仮に足りなかったということがあれば、これについては県とも相談しながら今民間の施設、いわゆる建物を仮設住宅として借り上げるというようなことも同時並行で進めておりますので、その辺については災害救助法の法律の適用の中で適正に処理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 続きまして再質問させていただきますが、今それぞれいろいろ説明

あったとおりでございますが、インフラの見通しがある程度見えてくると、次に心配するのが先祖の供養ということだと思います。墓石が倒れるのは全損だと思われましても、地盤の崩落がひどすぎて、とても今の場所には復元できないところがありますが、支援をする施策があればそれについてお伺いしたいと思います。

それから、それに関連すると思いますので並行してお伺いしたいと思います、今回の震災に当たり、全国各地さまざまな団体から温かい支援の手も差し伸べられましたが、心温まる善意に対して村長名で礼状はどうされているのかということ。

それからもう1点ですが、義援金や支援金も多く寄せられているとお聞きしているわけですが、一刻も早く被災者の手元に届け、生活再建の一助としていただくように希望しているわけですが、その時期と先ほどのほかのこともそうですが、その時期と配分の方法についての考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の前段、墓石の関係について質問があったわけでありますが、この関係については今のところ墓石のところまでは、今、気が回らないということもありますし、ただ、それによって崩壊というようなことになると、例えば道路がそのために通行どめになるとか、そういったことも十分考えられますので、またそういったことも今後検討していかなければいけないことも出てくるのではないかとこのように考えております。

それから今、全国各地から義援金、それから見舞金というようなお申し出があるわけですが、そんな中で特に義援金につきましては皆様方に、被災された方々に分配をするわけでありましても、その関係についても委員会を立ち上げて、そして公平公正な形の中で義援金を被災された方々に配布してまいりたいというふうに考えております。

そしてまた見舞金につきましては、これから皆さんにまたお話をすればという考えでおりますけれども、特に全壊、そしてまた半壊の方につきましては見舞金という形の中で、この年の瀬も迫っているわけですが、そんな対応も考えてしているところであります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。下川村長。

村長（下川正剛君） 1点落としましたけれども、義援金それから見舞金につきましては、その方たちに村長名でお手紙を出して、そして挨拶状を配布しているところであります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員の質問時間は答弁も含め、あと26分です。質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、第3点目に移りたいと思います。

農地被害についてであります。村長の挨拶がありましたように、農地・農業施設の被害は143カ所、約6億8,000万円と発表になっております。地主の方はもとより担い手の人たちも耕作できるか心配しているところであります。

多くの農地が被災しましたが、復旧計画や支援策をお伺いいたします。特に耕作放棄が心配されますが、それを防ぐ方策についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の質問であります。農地被害についてということでもあります。

冒頭の挨拶でも申し上げたとおり、農地及び水路、そしてまた農道などの農業施設の被害は甚大であります。もちろん全力を挙げて復旧に取り組みますが、被災した農地や施設は既に雪の下となり、災害復旧事業の査定に求められる詳細な写真撮影もままならぬ状況であり、どのような手順で事業遂行していくべきか、県の担当課と調整しているところであります。

今回の被害で最も深刻かつ復旧が急がれるのが農業用水の確保です。目視で確認し、国へ災害復旧申請を予定している用水施設は50カ所ほどあり、特に飯田地区にある揚水ポンプ及び管路の損傷及び大出のため池の損壊は、恐らく100ヘクタール以上の水田農業に影響が生じるという大変な被災であります。被害のなかった農地なのに、水がなくて植えつけができないことだけは避けたいというふうな思いで応急仮設工事を行っても、農業用水の確保を第一に県の指導を仰ぎながら復旧していく予定であります。

また本日現在、目視による被災を確認並びに被災していると思われる圃場は120枚以上あり、その復旧についても国への申請を上げてまいりますが、震災による隆起やクラックが入った農地は、圃場の全面を基盤から修復するのが最善の方法であり、国の査定を経て、雪解け後の着工となりますと、27年春の植えつけは非常に困難であると言わざるを得ません。

こうした作付不可能な圃場は、今のところ多くても15ヘクタールほどと予定しておりますが、来春、水を張る時期になり、さらなる被災圃場が増加することも想定される状況であります。こうした状況下、圃場1枚1枚の所有者並びに耕作者を調べ、復旧見通しの説明はもちろん、利用権が設定されている圃場、地主が耕作している圃場、それぞれのケースにより調査事項も出てまいると考えております。

次に、被災した農家への支援策についてでございますが、まだまだ被災農地の復旧申請の準備に手いっぱい段階で、具体的な支援策まで検討ができておりませんが、先ほど申し上げたとおり、植えつけができない圃場が発生しますので、そうした農地へのお見舞いの支援、利用権が設定された農地の賃借料の支援、農機具が被災した方への購入補助などが考えられるかと思ひます。いずれにせよ早急に内容を詰め、当初予算に反映をさせてまいる所存であります。

そして、耕作放棄対策についてのお尋ねであります。今回被災が確認された農地は、そのほとんどが圃場整備された農地であり、復旧さえ行えば耕作放棄につながるおそれは少ないかと予想しているところであります。

ただし、農業機械が被災し、機械更新が困難でこれを機に農業をやめたいという方もいらっしゃるかと思ひますが、農地中間管理事業を活用するなどして、休耕地が生じないよう努めてま

いりたいと思います。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、3点目の再質問をいたします。

この中でちょっと触れておりませんが、林道についてちょっとお伺いしたいと思います。

林道及び林地の被害は7億3,100万円と発表されております。山間部や目の届かない地域がまだ残っていると思われまます。雪が降った状況でありますけれども、再点検の計画があればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 林地関係の被害については、新聞報道で7億余りという報道をされておりますが、これは村の職員とあと地方事務所の林務課の職員が村内を一斉点検して、おおむね概算として出した被害額であります。

内容につきましては、人家や道に影響あるところについては緊急に復旧作業を行うという予定にしております。ただ、当面崩れてもそのままにしておいても影響のない箇所については、被害額だけ算定しているということで、中には2億円とかという箇所もありますけれども、それは特に人家やいろんな施設には全く影響のない場所ということで認識しております。

いずれにせよ融雪、春になればまた災害が増派する可能性がありますので、雪解けとともにまた点検しなければならないという認識でおります。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、続きまして4点目の質問に入りたいと思います。

スキー場がそれぞれオープンし、少しずつ活気を取り戻しつつありますが、団体客のキャンセルが出始めていると伺っております。風評被害はどう影響しているのか心配しているところがあります。次について伺いたいと思います。

観光客への影響と対策について。

今シーズンの観光客への影響が懸念されますが、今回の震災に対応した緊急的な誘客対策についてをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 4点目の質問について答弁を申し上げます。観光客への影響と対策についてであります。

まず、地震発生の翌日23日から24日にかけて白馬村観光局、常設観光協会、白馬商工会を通じて従業員及びお客様の被災状況、施設の被害状況、物品や商品の被害状況、キャンセルなどの営業への影響について調査した状況について説明を申し上げます。

スキー場、宿泊施設、商店、飲食店など営業施設を合わせて204事業所から回答がありました。堀之内、三日市場では宿泊施設5軒、小売店1軒は営業施設に甚大な被害があり、施設の復

旧の見通しが立っていない状況であります。その他の地域では幸いにも大きな被害はなく、食器類の破損、内壁のひび、タイルの剝離といった比較的軽微な被害にとどまりました。

スキー場においては岩岳スノーフィールドのグレンデで小規模の土砂流出が発生をいたしました。また、索道施設やレストハウスでの被害はほとんどなく、降雪とともにスキー場のオープンを迎えることができました。

温泉関係では、塩の道温泉で温泉がくみ上がらなくなり、現在原因を調査中とお聞きしているところであります。

宿泊施設のキャンセルや施設の修繕の影響ですが、45事業所からの回答があり、被害額は合わせて2,300万円でありました。

今後も自信によるキャンセルや予約状況が懸念されるところであり、第2回目の被害状況の調査を年内に実施してまいります。

こうした状況の中で震災に対応した緊急的な誘客対策であります。まず大町市、白馬村、小谷村の行政、観光団体で構成する北アルプス3市村の観光連絡会では、大北管内の索道事業者や長野県と連携して風評を防ぐための正確な観光情報の発信を重点に、メディアやインターネットを活用しながら、スキー場の安全性やオープン情報、スキーシーズンなどの告知、旅行会社に向けての情報発信などに取り組んでいるところであります。

メディア関係では、去る7日に白馬村合同スキー場開きに合わせて、県内メディアを対象としてプレス発表を行い、翌日8日には3市村合同による記者会見を東京で実施し、首都圏のテレビ、ラジオ、雑誌など22社にお越しをいただき、HAKUBA VALLEYの情報を説明いたしました。

教育旅行関係では、長野県学習旅行誘致協議会による緊急キャラバンを今月の9日から19日にかけて関東、関西、九州地区の教育委員会や旅行会社、学校を訪問することとし、白馬村からも学習旅行関係者が関西方面のキャラバンに参加しているところであります。

今後、マスコミ訪問や銀座NAGANOでのPR、旅行会社など招聘事業を行う計画であります。

大北管内での索道事業者でのスキーツアー関係での旅行会社への情報発信や、ご来場いただいたお客様に感謝の気持ちを込めたリフト券や特産品のプレゼント企画について計画していただいております。インバウンド関係では長野県を通じて観光庁及び日本政府観光局に対して海外への情報発信をお願いしたところであります。去る8日には副村長と観光課長が日本政府観光局を訪問し、白馬村の被害状況の説明と引き続き正確な情報やHAKUBA VALLEYの魅力発信についてお願いしてまいったところであります。

なお、3市村が連携して取り組む緊急対策事業は、長野県及び各市町村からの負担金を合わせて約1,700万円の事業予算を見込みながら計画を進めてまいりたいと考えております。以上

であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員の質問時間は答弁も含め、あと13分です。質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、4点目のことについて再質問いたします。

第4次総合計画の防災計画の現状と課題の中に、観光地である本村においては災害から守るべき対象が村民に限定されません。情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動については観光客を含めた体制を地域ぐるみで考え、整えることが必要ですとあります。この観光客を含めた体制というのは、過去5年間でどのくらいしているのか。今回の災害を教訓とするなら、外国人に対しての防災体制は必要不可欠であり、これを売りに集客するくらいの意気込みであってほしい。このことに関するチーム白馬の発足の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 過去5年の中での具体的な訓練と申しますか、そういう部分については特に観光客を含めた中での初動行動というのは、とってきていなかったということは事実でございます。

折しも今回スキー場がオープンする前に、こういった災害が起きたということから、スキー場関係者ともやはりこういったところの初動的な避難誘導対策も必要であるというようなお話が出ております。

今後、観光サイドといたしましては、お客様を収容する施設、特に宿泊施設あるいはスキー場といったところで、いかに有事の際にこういった行動がとれるかというところをそれぞれの立場でもしっかりとマニュアルをつくり、お客様にも初動計画を示していく必要があるだろうということでございます。

スキー場関係者におきましても、大北の関係の事業者の皆様方にもそういったマニュアル化は必要であるということから、今後この冬に備えてぜひ何かあったときの対策をきちっと示されるような初動行動をとっていきたいというようなことで伺っております。また、行政側もそのような形で協力体制をつくってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） それでは、続きまして5点目の質問に移っていきたくと思います。

現在、第5次総合計画を進めていることと思っておりますけれども、特に防災計画については綿密なものにすべきと考えております。その意味も含めまして次のことをお伺いいたします。

今後の村づくりについてであります。今回の震災を教訓とした村づくりが必要であると思えます。また、今後の総合計画に盛り込まれると思えますが、村づくりの方向性をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 5点目の質問につきまして答弁をいたします。

今後の村づくりについてであります。今回の震災を教訓とした今後の村づくりの方向性についてのご質問であります。これまでさまざまな場面で大地震の危険性を論じ、その対策を検討・立案してまいったところ、今回その災害が現実のものとなり、大規模な被害を目の当たりにし、その対策に奔走する中で、いかにこの経験を将来に伝え生かしていくのが重要であると痛感したところであります。

特に、今回の震災においては負傷者は出たものの、その被害の規模からすると奇跡的にも死者を出すことはありませんでした。これは全国的に報道されていますとおり、被災地区のコミュニティーの強さ、迅速な救助活動につながり、多くの命を救ったものであると考えております。

東日本大震災において改めてクローズアップされた、地域のきずなこそが災害からの住民を守り得るものであると、まさに実感しているところであります。今後の村づくりの根幹にもかかわるものと考えております。

また、今回の震災を受けまして、今後さらに災害に強い村づくりを強力に推し進めていく必要があります。その指針となる白馬村地域防災計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。特に、人命の安全を最優先に考えた災害予防対策及び応急対策の見直し、ハード対策に過度に依存しない自助、共助の推進によるソフト面での減災の取り組み、地震や水害に対する正しい知識と防災意識の普及などの課題を研究し、検討してまいりたいと考えております。

また、来年度は第4次総合計画の最終年であり、新たな第5次総合計画の策定が本格化してまいります。ご存じのとおり、総合計画は村のあらゆる施策の指針となるものであり、この震災の発生を受けて、白馬村の復興に向けたビジョンを盛り込んでいく必要があると考えております。そのためにも村民アンケートについて白馬村復興に関する項目を設けるなどして、広く村民の皆様からご意見を頂戴しながら考えていきたいと考えております。また、議会の皆様にも随時お諮りし、ともに計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

白馬村の復興については、ただ単に震災前の状況に戻すことを目的とするものではなく、新たな白馬村をつくっていく、まさに白馬村の再生を目指していくことが必要であると考えます。そのためにも先ほど申し上げましたけれども、地域のきずな、コミュニティーの維持は必要不可欠であると考えます。

一方では、余りにも大きな被害から被災地を離れられる方も出てくる方も予想をされますが、被災地のコミュニティーが維持できなくなるおそれもございます。村といたしましては被災された皆様に対し柔軟かつ可能な限りの支援を行い、地域にとどまって暮らすという選択していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

議会と行政は村政運営の両輪であります。この難しい局面に当たっては、白馬村の復興と新た

な村づくりのために、議会の皆様とともに着実に歩み進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 再質問させていただきます。

被災地以外の地域では状況がわからないと訴える人がいました。屋外子局の増設など新年度に早急に行う必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 広報の関係につきましての、非常に地域役員懇談会でもそういう意見が出ております。非常に聞こえの悪いところもあるというような、そんな状況の中でそういったことももう一度点検をする中で整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今回の震災に対して行政側からの広報という形の中で、3回村民に対しての広報を行ったところでありますが、村民の中には聞こえなかったというようなこともあったり、それからケーブルテレビが入っていないというような方もありますので、いろいろな村民だより等々の紙面を活用しながら、こうしたことに対して村民に周知してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 今回の地震でわかったように、避難所の耐震化が急がれています。村の財政力だけでは無理ですが、大町市、小谷村などと協力して国・県へ強く要請すべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 各地区にある公民館については耐震診断はしたけれども、その対策が行われていないというような声が各地で役員懇談会でもありましたが、そんなこともこれから小谷村、それから大町市と連携する中で、国のほうへ要請してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 災害に強い村づくりを進める上で、神城断層に限らずほかの断層や地すべり危険箇所など災害が起きる可能性がある地域や箇所を特定し、危険地域マップを作成し、公表することで安全・安心な村づくりができる。危険とされた地域は地価が下がり、地主にとってはマイナスであるが、長い目を見た場合、このことが村への信頼回復にもつながる。防災モデル都市計画を策定し、総合計画に盛り込む予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の質問に対して、今現在この神城断層が発生をいたしまして、各大学等と調査にいろいろ入っているわけですが、今後のこの大震災を教訓として、そういったこ

とも村として積極的に検討していかなければならないというふうに感じております。以上です。

議長（横田孝穂君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第11番（北澤禎二郎君） 私の再質問は以上であります、最後のことに移りたいと思います。

今までの村長の、私ちょっと自分の私見を申し上げて失礼でございますけれども、村長の挨拶等今までの答弁で、私は村長の一生懸命さというのは大変非常に伝わってきましたし、それでは私ども村民の中でもう1個、村民が元気を出してやっっていくのかっていうことのメッセージが私はどうしても1個足りないような気がしております。これは真面目さと真剣さで済めばいいんですが、そうじゃなくてみんなが復興に向かって一生懸命やっっていくぞというところの意味を私、最後に村長からメッセージをいただきまして、この締めにしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（横田孝穂君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 北澤議員から貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

けさも朝礼で職員を前に震災からちょうど3週間たったというようなことで、非常に本来ならば職員の皆さんもこの師走を迎え、大変ほかの業務で忙しいところへもってきてこの大震災、そしてまたその対応、そしてまた総選挙というようなことで、非常に職員の方に頑張っていたいで昼も夜も寝ないで対応していただいていることに対して私は本当にありがたく、そして感謝を申し上げるところであります。

そんな中で、村民に対してこれからは元気を出してやっっていくぞというメッセージを村長はでしたらどうかと、全くそのとおりであります、今私の一番の当面の課題は、今4施設に避難をされているその方たちが、無事に年内に仮設住宅なり自分のうちに帰られる、そういったことが一番の大事なことではなかろうかというふうに考えております。まだ正直なところ、今私はその問題が一番心配でありまして、そして当然元気を出してこの復旧、復興をなし遂げるよと、こういったことは当然のことではありますが、今言ったように年内に被災された方々が何とか無事に年越しができるような、そういったことを願っているところであります。

そういった中で、当然白馬村が経験したことの少ないような甚大な被害をこうむったこの教訓を糧にこの白馬の底力、村民の底力、白馬さすがだ、こんなふうに思われるような情報を発信してまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長（横田孝穂君） 質問時間が終了いたしました、先ごろの質問に対しまして答弁漏れがありますので、答弁を許します。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 先ほど北澤議員さんのご質問の中で、外国人の方々に対する問題についてチーム白馬としてどのように対応するつもりであるかというご質問に対して答弁漏れがありましたので答弁いたします。

この件につきましては、観光を担当する課、それから防災を担当する課、それぞれ担当課とそ

れから観光局、それから外国人のお客様を配宿されている方、それからそういった方々に精通されている方々、その方々を一堂に会していただいて、それでいろんな対応策を早急に考えていきたいというふうに思っております。

答弁漏れに対して回答いたしました。お願いします。

議長（横田孝穂君） 第11番北澤議員の一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月16日から12月18日までを休会とし、全員協議会等を行い、12月19日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、明日12月16日から12月18日までを休会とし、全員協議会等を行い、12月19日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 1時33分

平成26年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成26年12月19日（金）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成26年第4回白馬村議会定例会議事日程

(第2日目)

追加日程

- 日程第 2 議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 3 議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 発議第 6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議(案)について
- 日程第 5 発委第 9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
- 日程第 6 発委第10号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書
- 日程第 7 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 日程第 8 発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 日程第 9 発委第13号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第10 発委第14号 農業協同組合の自己改革に対する支援を求める意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第13 議員派遣について

平成26年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成26年12月19日 午前10時より
2. 場 所 白馬村議会議場
3. 応招議員

第1番 加藤亮輔	第7番 篠崎久美子
第2番 津滝俊幸	第8番 太田修
第3番 松本喜美人	第9番 田中榮一
第4番 伊藤まゆみ	第10番 太谷正治
第5番 太田正治	第11番 北澤禎二郎
第6番 太田伸子	第12番 横田孝穂
4. 欠席議員
なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長 下川正剛	副 村 長 太田文敏
教 育 長 横川宗幸	総 務 課 長 吉田久夫
税務参事兼課長 平林豊	観 光 課 長 篠崎孔一
教育課長兼スポーツ課長 松澤忠明	会計管理者・室長 窪田高枝
上下水道課長 酒井洋	農 政 課 長 横山秋一
健康福祉課長 太田洋一	建 設 課 長 山岸茂幸
住 民 課 長 矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長 田中克俊
総務課長補佐兼 地域高校対策係長 松澤孝行	
6. 職務のため出席した事務局職員
議 会 事 務 局 長 横川辰彦
7. 本日の日程
 - 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
 - 2) 追加議案審議
議案第60号及び議案第61号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
発議第6号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決
発委第11号から発委第14号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決
 - 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 5) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長から提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第7号)
 2. 議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)
9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書
 2. 発委第10号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書
 3. 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
 4. 発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書
 5. 発委第13号 「手話言語法」制定を求める意見書
 6. 発委第14号 農業協同組合の自己改革に対する支援を求める意見書
10. 地方自治法第112条第1項の規定により、議員から提出された議案は次のとおりである。
1. 発議第6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議(案)について

開議 午前 10時00分

1. 開議宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（横田孝穂君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 平成26年度第4回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案9件、請願2件、陳情4件です。

初めに、議案第47号 北アルプス広域連合の規約の変更について。概要は北アルプス広域連合で進めている平成27年度から31年度までを計画期間とする第4次広域計画の見直しに伴い、事務内容の表現や広域連合の処理する事務の並び順を同類の事務ごとの順に改め、規約を変更するものであります。

質疑、討論はなく、議案第47号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。概要は、学校教育法、児童福祉法に基づく認定を受けていることを前提に、施設事業者からの申請に基づき市町村が子ども・子育て支援法に基づく給付の対象施設となることを確認することとなるため、内閣府で特例教育保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえて定員、設備、運営等に関する基準を条例で定めるもので

あります。

質疑に入り、村は責任が重くなるのかの質疑に対し、認定こども園は県だが、特定地域型は村に権限がおりてくるので準備をしているという答弁がありました。

討論はなく、議案第48号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。概要は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度において新たに児童福祉法に基づく村の認可事業として位置づけられ、認可に当たっての基準について国の省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ条例で定めるものであります。

質疑に入り、村内での企業の動きはの質疑に対して、具体的にはないと答弁がありました。

討論はなく、議案第49号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。概要は、児童の健全な育成を図ることを目的として、国の省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で基準を定めるものであります。

質疑、討論はなく、議案第50号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、議会議員の賞与を年間0.15月分を引き上げるものであります。

質疑に入り、附則で減額する予定はあるのかの質疑があり、今のところ審議会を開く予定はしていないとの答弁がありました。それから人事院勧告を重要視すべきであるとの意見がありました。

討論に入り、人事院勧告と震災とは別に考えるべきであるとの賛成討論がありました。

議案第51号は委員長を除く委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職及び教育長の賞与を年間0.15月引き上げるものであります。

質疑、討論はなく、議案第52号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。概要は、平成26年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い給与改定を実施するもので、月例給の0.3%の引き上げ、賞与の支給月数を年間0.15月分の引き上げ、勤勉手当12月支給月を0.675月から0.825月に改定、通勤手当の引き上げ、片道が10キロ以上の各区分で引き上げるものであります。

質疑、討論はなく、議案第53号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。概要は、平成27年1月からの産科医療保障制度掛金改正による健康保険法施行令に規定する出産育児一時金の額の改正に伴い、条文中の支給額を39万円から40万4,000円に改正するものであります。

質疑、討論はなく、議案第54号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてであります。これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,537万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,863万6,000円とするものであります。

総務課関係ですが、議会費議会手当52万7,000円は期末手当の増額分であります。一般管理費1,443万9,000円は、人事院勧告による条例改正に伴う一般職の給料、手当が主なものであります。

企画費、ケーブルテレビ白馬管理運営事業362万7,000円は、国道、県道の改修事業による線の移転によるものであります。

ふるさと納税事業69万5,000円は、今後力を入れていくため計上したものであります。

電算業務費63万3,000円は、マイナンバー中間サーバー利用負担金であります。これは全額国から来るものであります。

次に、環境政策費540万円は、EV充電器1台分の設置費用であります。

広域常備消防費102万2,000円は、御嶽山災害派遣による負担金であります。

防災費181万5,000円は、宅内戸別受信機40台分の費用であります。

質疑に入り、EV充電器の設置場所への質疑があり、南は道の駅に設置してあるので、北のほうの役場付近を予定しているという答弁がありました。

マイナンバー制度についての質疑があり、国のスケジュールは平成27年10月までにシステム構築をし、平成28年4月からの運用になるが、国のほうから情報が少ない状況にあるという答弁がありました。

次に、教育委員会関係ですが、スポーツ事業振興費200万円は、八方で開催される全日本技

術選手権大会負担金であります。

教育振興費、南小学校教育振興事業142万8,000円は、27年度教科書改訂に伴い教師用指導書の買いかえによるものであります。北小学校教育振興事業205万2,000円も同様なものであります。

公民館費5万4,000円は、成人式に上映をしました映画等の借上料であります。

体育施設費、施設管理委託料39万4,000円は、北部ナイター設備マイマイガ処理委託料であります。

次に、健康福祉課関係ですが、障がい者福祉費電算委託料29万6,000円は、自立支援給付支払システムの変更によるもので、国が2分の1、県と村が4分の1ずつになったものであります。200万円の追加は、障がいを持った方が重い病気になったためにかかわる費用であります。

介護費電算委託料102万6,000円は、地域包括支援システムの制度改正によるものであります。質疑はありませんでした。

住民課関係ですけれども、戸籍住民基本台帳費、臨時職員賃金63万8,000円は、冬期間外国人受け入れ対応するのにかかわる費用であります。これは3月末までであります。

印刷製本費7万1,000円は、転入された方に村長メッセージが入ったウエルカムカードを配布するための印刷代であります。

質疑に対し、ウエルカムカードの配布数と外国人への対応はの質疑があり、スタートは日本語で300枚を3パターンで、準備が整えば英語版も用意するという答弁がありました。

議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の総務社会委員会所管事項については全て説明、質疑、意見が終了し、全体の討論はなく、議案第56号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,567万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,465万3,000円とするものであります。

一般管理費、給料等人件費31万円は、人事異動及び人事院勧告によるものであります。

消耗品費5万円は、外国人への制度説明パンフレット購入によるもの、一般被保険者高額療養費1,200万円は、高額療養費の伸びによるものであります。

療養給付費負担金等返納金299万3,000円は、平成25年度療養給付費負担金等の額の確定による超過交付金の返納によるものであります。

質疑、討論はなく、議案第57号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」をもとめる請願書であります。

提出者は長野県教組大北支部白馬単組、代表者名が曾根原祐二、紹介議員は太田修議員であります。

請願事項は、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担比率を2分の1に復元することの意見書を政府及び関係行政庁宛てに提出をしていただきたいというものです。

請願理由は、子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持、拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう義務教育費国庫負担制度を堅持・充実を求める意見書の採択をぜひお願いしたいというものであります。

質疑、討論はなく、請願第3号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をし、意見書を提出することとしました。

次に、請願第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書であります。

提出者は、長野県教組大北支部白馬単組、代表者名が曾根原祐二、紹介議員が太田修議員であります。

請願の趣旨は、1として平成27年度国の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人以下学級の推進と教育予算の増額を求める意見書を政府及び関係行政庁宛てに提出をしていただきたい。2、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求めているということものです。

請願理由は、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものになっています。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えますというものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、請願第4号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第13号 電気自動車普及促進のための条例等の制定についてであります。

提出者は、白馬EV推進協議会会長 渡辺俊夫。

陳情趣旨が、今年度は村内保有EV・PHV100台達成5カ年計画を掲げる当協議会では、EVを村内公共交通として村民や観光客の移動手段として積極的に活用することにより、地域の新たな魅力づくりとし、白馬村全体の観光振興、そして地域振興に寄与することを目的に活動している。

すぐれた自然環境を誇り、また再生可能エネルギーにより電力を自給している白馬村は、EV使用を積極的に推進することで、新しい持続可能な地域モデルとして国内外に向けて広く発信することができます。つきましては、電気自動車普及促進のための支援事業のための条例等の整備をお願いしますというものであります。

質疑に入り、村でも推進する計画はあるのかとの質疑があり、徐々にではあるが、低公害車の導入は進めているという答弁がありました。

討論に入り、今後の村の方向性にかかわることであると思うので賛成という討論がありました。

採決に入り、陳情第13号は委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書であります。

提出者は、長野県医療労働組合連合会執行委員長 小林吟子。

陳情趣旨は、政府は医療機能の再編によって医療提供を改善しようとしています。勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。2015年度には第8次看護職員需要見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、介護士等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものとし、医療提供者体制を充実していくことが求められていますというものであります。

陳情項目1として、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2として、医師、看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。

3として、国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

4として、病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保することというものであります。

質疑、討論はなく、陳情第14号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。よって、意見書を提出することとしました。

陳情第15号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書。

提出者は、同じく長野県医療労働組合連合会執行委員長 小林吟子。

陳情趣旨は、介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況になっています。全労連「介護労働実態調査」によります。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様

に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっていますというものです。

陳情項目は、1として介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。

2として、処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大することであります。

質疑に入り、介護現場の現状はどうかという質疑に対して、離職率が非常に高い、介護職以外の処遇改善が必要であるという答弁がありました。

討論はなく、陳情第15号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。よって、意見書を提出することとしました。

次に、陳情第16号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書であります。

提出者は、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会理事長 井出萬成であります。

陳情趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することであります。

質疑、討論はなく、陳情第16号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。よって、意見書を提出することとします。

以上です。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔。議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに反対の立場から意見を述べます。

この条例は、2012年に政府は少子化社会対策会議において子ども・子育て新システムに関する基本制度を決定しました。この法案は市町村の保育の実施義務を緩和するなど、問題だらけの制度改革のため、保育園関係者、地方議会から反対、懸念の声が沸き上がりました。長野県議

会も意見書を提出しています。

今回の子ども・子育て支援新制度では、保育所は児童福祉法21条1項の復活で、市町村の保育実施責任が保育関係者の運動により明記されましたが、多くの問題点が残され、実施されようとしています。1つとして、民間の参入により利潤を追求する独立採算制の事業体になります。当然効率的な園経営が求められ、コスト削減のために人件費を圧縮することが必要になります。そのために職員のパート化、非正規化など労働条件の低下が進みます。低下すれば、当然保育の質の低下を招きます。

2つ目として、今制度の財源を消費税10%に引き上げて7,000億円を充てていくと言いましたが、消費税は2017年に先送りされました。不明確な財源で新制度ができるか疑問です。また、保育の充実財源を消費税に依存することも問題です。

3番目として、保育園や保育所、4種類の認定こども園、それから4種類の地域型保育施設ができ、当然保育格差が生まれます。これまでの保育水準が低下しないか問題です。

4つ目、保育士の資格者以外でも保育できる基準になっています。B型は50%、C型はゼロでもよいようにとれます。このように民間参入の結果、既存の保育園、村営の保育園が縮小もしくは保育時間、保育料について短縮、軽減措置の見直しなどの問題が浮上し、保護者負担の増加、村の保育責任の後退が起こります。

以上の観点から、待機児童が非常に多い大都市ならまだしも、人口9,000人の白馬村には全くなじまない制度です。今求められているのは安心・安全な村が保育実施責任を果たし、少しでも保護者負担を軽減し、保育職員の待遇改善です。このことが本当の少子化対策になります。よって、議案第48号には反対します。以上です。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修です。議案第48号に賛成する立場から討論をさせていただきます。

本条例案は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に国会で成立しました子ども・子育て関連3法により、平成27年4月から始まります子ども・子育て支援新制度に対応するための条例案であります。子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域の子ども、そして子育て支援の中立を図ることを目的としております。

新制度では市町村に権限が移譲され、施設や事業の設備、運営に関する基準等の条例で定められなければなりません。今後、多様なニーズに応えるためにも条例の整備は不可欠のものであります。速やかに条例を整備し、地域の状況とニーズに即した子ども・子育てに関する充実した制度をつくることが望まれます。したがって、私は本条例制定に賛成する立場で討論とさせていただきます。

議長（横田孝穂君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 白馬村放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（横田孝穂君） 起立多数です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求め
る請願の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

請願第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。請願第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教
育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書の件は、採択することに賛成の方の起立を求
めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、請願第4号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第13号 電気自動車普及促進のための支援事業の
ための条例等の制定についての件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求
めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、陳情第13号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改
善・大幅増員を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求
めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、陳情第14号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第15号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、陳情第15号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第16号 手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、陳情第16号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長(篠崎久美子君) それでは、平成26年第4回議会定例会産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情1件です。これら付託案件につきまして、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第55号は白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてです。

これは村営住宅家賃に係る延滞金の徴収規定を削除するものです。公営住宅家賃については、国土交通省からの判断は示されていないものの、過去の判例からして市債権と解されるため、延滞金の規定は該当しないこととなり、規定を削除するものです。

質疑、討論は特になく、採決の結果、議案第55号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は分割審査ですので、当委員会の所管事項につきまして、課ごとにまとめてご報告いたします。

補正予算の金額的概要につきましては、総務委員長報告のとおりです。

最初に農政課関係です。主なものとして、銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースで11月12日に行われました白馬フェアで白馬高校生から発表され、招待者の方に提供された村男バーガーを今後販売強化したいというPR用ポップ作成費用として10万8,000円を増額。

切久保地区で村内で初めてとなる農地集積に対する協力金として690万円余りを増額、面積は約18町歩ほどで、単価は10アール当たり3万6,000円です。この事業は県の農地中間管理機構に農地を集約して10年間預けるもので、機構は農業者や担い手に農地の貸し付けをするものです。中間管理機構に預けるには幾つかの条件があるということですが、地域集積協力金については農地集約をした地域に入り、用途の制限は特にないものであるということでした。

多面的機能支払交付金事業は、面積の確定により67万8,000円を増額するものです。

林業費についてです。2カ所の森林整備の経営計画立案に伴い164万円を増額、これに関しては国が50%、県・村がそれぞれ25%を負担するものです。

鳥獣被害対策に関しては、今年度被害や目撃情報が多数あり、それに伴っての出動が増えたため80万円を増額するものです。

質疑に入り、農地集積協力金について、アグリサポート等現在ほかと契約している場合についてはどうなるのかという質疑があり、利用権設定している場合は合意解約をした上で、改めて中間管理機構と契約をすることになるということでした。

また、大北地域においてこの農地集積の件数が非常に少ない理由について質疑があり、地区全体の農地をまとめるのが非常に難しいということ、また地域によっては同一集落の中でも利用権設定の相手方が混在している場合は、現実的に調整が難しいことも要因としてあるということでした。

多面的機能支払交付金の対象面積について質疑があり、従来の団体分が140ヘクタール、新規の取り組みとして261ヘクタール、合計401ヘクタールになるということです。また、従来の団体分につきましても面積が大幅に伸びたということでした。

村男バーガーの今後の具体的な取り組み予定について質疑があり、現在は震災の影響でとまっています。年明けにも会議を行い、まずはスキー場などでの提供を考えたい。開発した白馬高校3年生が在籍しているうちに販売にこぎつけたいと考えている。また、増産を視野に入れ、パンやパテの生産についてシステム化の必要性などについても関係者間で検討していく予定であるとのことでした。

予定する森林整備事業の内容について質疑があり、今回は飯森東山地域、嶺方郷尺窪の2カ所で森林の境界明確化事業を行う予定ということで、面積は合計約40ヘクタールを予定しているとのことでした。

続きまして、観光課関係です。主なものといたしまして新たに猿倉駐車場において登山相談所を設け、登山届の提出を今後徹底してもらいたいということで、この相談所の設置費用として40万円を増額。

観光地経営計画のワーキンググループの委員34名、また今後の予定も含め年度内3回分の会議の委員報酬として38万8,000円を増額。

ナイトシャトルバス運行委託料については、予算の組み立て変更によるものが主なもので、従前は運行経費から運賃収入を差し引いたものを白馬村観光局への業務委託料として計上していましたが、経費と収入を明確に分けて計上することとしたため、総経費929万6,000円に対し、当初予算に計上されている450万円の不足分479万6,000円を増額するものです。

なお、予定している運賃収入405万8,000円につきましては、特定財源として収入に計上することと変更になりました。

商工振興費関係では、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金、いわゆるマル経資金への利子補助として不足分と今後の見込みとして合計50万円を増額するものです。9月末で20事業所に対し1億3,285万円の融資が既に行われており、補助金額は66万5,600円となっています。これは既に当初予算見込みを超えているものであります。

質疑に入り、マル経資金の利子補助は実際の状況に応じて全て補助をしていく予定であるのかという質疑があり、マル経資金に関する24カ月分については全て利子補給をしていくというのが村の姿勢であるということでした。

ナイトシャトルバスについての質疑があり、この運賃収入は事業実施をしている観光局の収入でもいいのではないかという質疑があり、この事業は地域公共交通会議の仕組みの中での事業であるので、村が事業主体にならざるを得ないということでした。

また、同じくナイトシャトルバスの予算計上の仕方が年度の途中で変更になった理由について質疑があり、財政当局とも話し合った結果、こちらのほうが正しい計上の仕方であるという判断に至ったためである。また地域公共交通会議への国からの交付金制度が終了し、当初とは会計制度が変わったことも背景にあるということでした。

建設課関係につきましては、主なものが人事院勧告による人件費の増に関してのものでした。

また、議案第56号に関しては、上下水道課関係のものは今回ございませんでした。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、議案第56号の所管事項につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第58号は白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算総額にそれぞれ215万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億8,991万9,000円とするものです。

まず歳入ですが、下水道加入分担金70万円は分納誓約をしている方の最終分ということで計上されたもの、また区域外流入の件数増により分担金8万7,000円を増額、それに伴い使用料が増えるの見込まれるということで使用料を5万8,000円増額。

歳出についてですが、八方尾根開発の温泉施設で使用する井戸水用のメーター代として8万5,000円を増額。管渠維持管理事業で電気料の高騰や使用料の増から67万3,000円を増額。下水道事業団に委託していた浄化センターの長寿命化のための実施設計である更新事業の

額が確定したことにより300万円を減額。これは当初1,800万円を予定していましたが、1,500万円に確定したということでした。

質疑に入りまして、区域外流入の件数について質疑があり、現在工事中も含め6件であるということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第58号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第59号は白馬村水道事業会計補正予算の第3号です。

収益的収入及び支出をそれぞれ285万1,000円増額、また資本的収入及び支出をそれぞれ1,512万円減額するもので、総額1,226万9,000円を減額するものです。

収益的支出では、震災対応として嘱託職員1名分、臨時職員各2名分の時間外手当分などとして合計80万円を増額。震災後連日の出勤で復旧工事に当たってもらっている状況であるということでした。

村内26カ所の配水池、ポンプ等の電気代として170万円を増額。特に源太郎水源の運転時間の延長等にかかるものです。また地震後別荘の再検針の依頼が多数あり、そのための検針委託料として11万1,000円を増額するものです。

資本的支出では、落倉地区道路改良工事が来年度以降になったことに伴い工事が延期になったためのものや、機能維持により予定していた更新を延期したものなどの合計で1,512万円を減額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第59号は委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情についての審査結果です。

陳情第12号は大北農協農政協議会会長 山田高司氏、及び大北農業協同組合代表理事組合長 山田高司氏からのもので、農業改革に関する陳情書です。

内容の要旨は、政府は本年6月24日に決定いたしました「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」においては、今後5年間に農業改革集中推進期間とし、JAグループに対して自己改革を実行するよう強く要請するとともに、次期通常国会で関連法案の提出を目指すこととしました。これに対しJAグループは、現場実態に即した農業者や地域のための改革が必要であるとしてJAグループ自己改革案を決定し、農林省に提出をしてきました。

今後、政府で予定される農業協同組合法などの関連法案の検討に際しては、現場実態を踏まえて策定されたJAの自己改革案を尊重してもらいたいということから、地方議会においても政府への同様の働きかけを希望するものです。

委員からは、JAグループは村民に一番身近な経済団体でもあり、みずから改革をしようとしているので、採択という形の中で意見書を提出するべきではと考えるなどという意見が出され、

同様の意見が複数ありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

これを受けまして、本日、意見書を議長に提出してございます。

以上、付託案件につきましての産業経済委員会の委員長報告といたします。

議長（横田孝穂君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第55号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第59号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第12号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第12号 農業改革に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、陳情第12号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第56号の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第56号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案提出の申し出、太谷正治議員から発議の申し出、総務社会委員長から発委の申し出、産業経済委員長から発委の申し出、また常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(議事日程配付)

議長(横田孝穂君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 議案第60号から日程第10 発委第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第2 議案第60号から日程第10 発委第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、日程第2 議案第60号から日程第10 発委第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することは可決されました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第2 議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（横田孝穂君） 日程第2 議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,034万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億8,897万6,000円とするものであり、ほとんどが震災に関連する追加経費でございます。

6ページ歳入明細をご覧ください。13款国庫支出金の農林業費国庫補助金は、農地農林施設災害復旧事業補助金として1,120万円の増額、14款県支出金の強い農業づくり交付金として、米乾燥施設の震災に伴う補助として2,100万円の増額です。16款寄附金は一般寄附金が600万円の増額、ふるさと白馬を応援する寄附金が5,107万6,000円の増額、災害見舞金が1,100万円の増額です。17款繰入金は財政調整基金繰入金の8,726万4,000円の増額、20款村債は農地農林施設災害復旧事業債の280万円の増額です。

次に8ページ、歳出明細をご覧ください。2款総務費、総務管理費の2目財産管理事業は、災害対応に伴います庁舎、またふれあいセンターに係る燃料費や電気代などです。6目企画費はふるさと納税に伴う特典商品代で、白馬産米が多くを占めてございます。

3款民生費、災害救助経費は、第2次避難所に指定した宿泊施設の借上料2,258万4,000円の増額、緊急避難支援費100万円の増額は介護保険施設に急遽緊急避難した被災者15人の個人負担分にかかる経費でございます。災害見舞金の1,700万円の増額は、全壊・大規模半壊・半壊の被災者に対して全壊・大規模半壊が30万円、半壊が20万円の見舞金を支給するものでございます。

4款衛生費は、災害に係る水道事業会計補助金の追加分として121万円を増額するものです。

9ページ、5款農林業費、農業振興費2,100万円の増額は、米乾燥施設復旧事業に対する事業費の2分の1に対する補助金でございます。

6款観光商工費、21観光戦略事業は、アルプス3市村観光連絡会負担金で、震災の風評被害対策のプロモーション経費として300万円の増額です。

8款消防費は、災害対策事業125万4,000円で臨時職員賃金が主なもの。10ページ、被災住宅復旧支援事業として、国の支援制度の対象とならない住家に対する修繕工事補助金2,720万円の増額。仮設住宅関連事業の235万円の増額は、ケーブルテレビ引き込み工事131万円と同加入負担金105万円の増額でございます。

10款災害復旧費は、1項農林業施設災害復旧費3,139万円の増額は測量調査、設計に係る委託料1,729万円、仮復旧工事等に係る工事請負費1,400万円のそれぞれの増額が主なもの。4項体育施設災害復旧事業として、ウイング21の受水槽修繕にかかる費用160万円の増額です。

12款諸支出金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金4種類に基づく5,107万6,000円の収入に伴い同額を4つの目的基金へ積み立てをするという内容のものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正をご覧いただきたいと思えます。

地方債補正の追加は、農地農林施設災害復旧債限度額280万円を利率3.5%以内で借り入れをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（横田孝穂君） 日程第3 議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成26年度白馬村水道事業会計3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ121万増額するというものでございます。

1枚おめぐりください。内容でございますが、まず収入の関係でございますが、特別利益ということで一般会計より121万円の補助金をいただきます。

支出の関係でございます。いずれも災害による損失ということでございまして、賃金21万円でございますが、今回の震災に伴い水道復旧のために、定年退職いたしました経験豊かなOB職員に支援をお願いいたしました。その方々の賃金でございます。

また、通信運搬費50万円、使用料及び賃借料50万円でございますが、震災当初より名古屋市上下水道局を中心とした支援隊にお越しいただき工事を進めてまいりましたが、想定される復旧資材を緊急注文、搬入いたしました。しかしながら、幸いにして全ての資材を使わず復旧することができたということでございます。

しかしながら、一度搬入してしまった資材は中古品扱いとなるというようなこともありまして、損料という形で使用料を計上させていただきました。また、使わなかった、余った資材をもとへ戻すということでそれぞれ運搬費がかかるということでトラッククレーン、トラックの代金ということで50万の運搬費を計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 発議第6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議（案）について

議長（横田孝穂君） 日程第4 発議第6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第10番太谷正治議員。

第10番（太谷正治君） 10番太谷正治でございます。発議第6号 震災復興特別委員会の設置

に関する決議。

平成26年11月22日の深夜に発生した神城断層地震は最大震度5強を記録し、白馬村全村に多大な被害をもたらしました。一瞬のうちに住まいをなくされた方、寸断された道路、水道、下水道、ひび割れた農地や山林、いまだに被害の全容をつかめていない状況であり、この白い雪が解け春を迎えるころには、さらに被害箇所が発見されるのではないかと、雪による2次被害が起こるのではないかと、余震は大丈夫かと心配の種は尽きることはありません。

しかし、白馬村史上初めてであろう大災害であったにもかかわらず、地域のつながりにより1人の死者を出すこともなく復興に向けて第一歩を踏み出せることは、まさに奇跡であると思うと同時に、村民一丸となって復興に全力を尽くすための礎となるものであらうと思います。

今後の復興には被災された方の生活支援、道路などの公共施設の復旧、農地などの復旧、観光関係の風評対策など課題は山積しております。白馬村議会としても将来を見据えた中で今後白馬村が災害から復興し、以前よりもさらに活性化して、全ての人々が安心して安全に暮らせる村づくりに向けた復興対策の調査検討をしたいと考え、別紙案を提出するものです。

名称は、震災復興特別委員会。これは地方自治法第109条及び白馬村議会委員会条例第5条の規定に基づき設置するものです。

調査を付託するものは神城断層地震の被害を伴うもので、記載のとおりであります。

付託事件の調査が終了するまでの間を設置期間として、閉会中も継続調査ができるものしたいと思います。

なお、委員は議長を除く議員全員を委員とし、11名を定数としたいと考えております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

太谷正治議員から提出された発議第6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、太谷正治議員から提出された発議第6号 震災復興特別委員会の設置に関する決議は可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました震災復興特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第3項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、震災復興特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

△日程第5 発委第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

議長(横田孝穂君) 日程第5 発委第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長(田中榮一君) 請願第3号は総務社会委員会で審査した結果、採択すべきものであると先ほど報告し、本会議で採択と決定されたものであります。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率を2分の1に復元を求めるものであります。意見書は別紙のとおりであります。

なお、提出先は参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

以上です。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第10号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第6 発委第10号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 請願第4号は総務社会委員会で審査した結果、採択すべきものであると先ほど報告し、本会議で採択と決定されたものであります。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、国の責任において35人以下学級を推し進めるための義務標準法改正を含む教職員定数改善計画の策定と実行、教育予算の増額、国の複式学級定員の引き下げを求めるです。意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第10号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第7 発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 陳情第14号は総務社会委員会で審査した結果、採択すべきものであると先ほど報告し、本会議で採択と決定されたものであります。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、看護師などの夜勤労働者の労働環境改善、医師・看護師・介護職員などの増員、国民負担を減らした安全・安心の医療・介護の実現、地域の実情に合った病床数の確保を求めるもの

です。意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。
以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書

議長（横田孝穂君） 日程第8 発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長（田中榮一君） 陳情第15号は総務社会委員会で審査した結果、採択すべきものとであると先ほど報告し、本会議で採択と決定されたものであります。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、国費による介護従事者の処遇改善、処遇改善の対象者拡大を求めるものであります。意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。
以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第12号 介護従事者の処遇改善を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発委第13号 「手話言語法」制定を求める意見書

議長(横田孝穂君) 日程第9 発委第13号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

総務社会委員長(田中榮一君) 陳情第16号は総務社会委員会で審査した結果、採択すべきものであると先ほど報告し、本会議で採択と決定されたものであります。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした法律制定を求めるものであります。意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は内閣総理大臣です。

以上です。

議長(横田孝穂君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第13号 「手話言語法」制定を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂君) 起立全員です。よって、発委第13号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 発委第14号 農業協同組合の自己改革に対する支援を求める意見書

議長(横田孝穂君) 日程第10 発委第14号 農業協同組合の自己改革に対する支援を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

産業経済委員長(篠崎久美子君) それでは、発委第14号意見書の趣旨説明を申し上げます。

陳情第12号は産業経済委員会で審査した結果、採択すべきものであると先ほど報告をし、本会議で採択と決定されたものでございます。その結果に基づき意見書を提出したいものです。

内容は、農業改革を進めるに当たり、農業協同組合が提出した自己改革に対して必要な支援の要請を求めるものであります。意見書は別紙のとおりですので、ご覧ください。

なお、提出先につきましては参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）でございます。

以上です。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第14号 農業協同組合の自己改革に対する支援を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂君） 起立全員です。よって、発委第14号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（横田孝穂君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に

関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第13 議員派遣について

議長(横田孝穂君) 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(横田孝穂君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成26年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月の15日に開会して本日までの5日間にわたり短い期間でございましたが、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。本会議及び各委員会にいただきましたご意見等につきましては、今後の村政運営に反映してまいりたいと考えております。

さて、今回の震災により、いまだ避難所生活を送られている皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、健康管理につきましても避難所生活が長期化し、今後仮設住宅などで厳寒期を迎えることから被災者の皆さんの健康を守る対策も重要と考えております。そして被災箇所の早期復旧・復興を目指し、新たな白馬村をつくっていくためには、あらゆる知恵と努力を傾注して取り組まなければなりません。

このような中、この16日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、本村と小谷村の区域を対象に局地激甚災害の指定を受け、あわせて当該災害に適用すべき措置を閣議決定され、本日、公布、施行の予定であり、本年度の予算につきましても早期復旧できるよう予算編成を行ってまいらなければなりません。今後も随時補正予算を組むなど国の制度を活用し、柔軟な対応で取り組んでまいりたいと考えております。

一方、国は地方が直面する人口減少や超高齢化など構造的な課題の危機感から、基本的な目標

を地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するを掲げ、地方への新しい人の流れをつくり、地方での仕事創出や若い世代の結婚、出産、子育ての希望を実現できるような環境づくりに取り組むこととしており、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、総合戦略を策定することが明記をされ、都道府県や市町村においても国の総合戦略を勘案して策定することが努力目標とされております。このため、国と同様、本村における人口減少問題などにどう取り組むかにつきましても長野県などと連携を図り、策定をしたいと考えております。

寒さ厳しい折、議員の皆様におかれましては、健康に留意されますとともにご活躍、新しい年が希望を持てる年として迎えられることをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてお礼の挨拶いたします。まことにありがとうございました。

議長（横田孝穂君） これをもちまして、平成26年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月19日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員